令和6年度　行政評価　　施策カルテ

施策名	1	健康づくりの推進	施策主管課	健康増進課	総合計画記載頁	83

1　施策の位置付け

政策の柱	Ⅱ	健康・福祉の未来都市	政策	4	誰もが心身ともに健康に生活できる社会の実現

関連するSDGs目標

政策目標	市民の誰もが心身の健康づくりに関心を持ち，自ら健康づくりに取り組みやすい環境と仕組みが整えられています。 新興感染症等の発生に迅速かつ適切に対応できる体制や，誰もが住み慣れた地域で安心して必要な医療を受けられる体制が整えられ，市民が充実した保健・医療サービスの提供を適切に受けています。

2　施策の取組状況

施策の方向性	地域や学校，企業・団体など，市民の健康に関わる多様な主体の有機的な連携により，市民一人ひとりが日常生活の中で，自ら健康づくりに取り組みやすい環境を整備します。

①施策指標

区分	指標名（単位）			R5	R6	R7	R8	R9（目標年）	評価
産出指標	健康ポイント事業参加者数（累計）（人）		目標値	49,000	57,000	65,000	73,000	82,000	B
	基準値（R3）	33,719	実績値	46,282					
	目標値（R9）	82,000	単年度の達成度	94.5%					
			目標値						
	基準値（R3）		実績値						
	目標値（R9）		単年度の達成度						
			目標値						
	基準値（R3）		実績値						
	目標値（R9）		単年度の達成度						
成果指標	日常生活における歩数（歩）（20～64歳男性）		目標値	7,400	7,800	8,200	8,600	9,000	B
	基準値（R3）	6,562	実績値	7,100					
	目標値（R9）	9,000	単年度の達成度	95.9%					
	日常生活における歩数（歩）（20～64歳女性）		目標値	6,100	6,700	7,300	7,900	8,500	B
	基準値（R3）	4,686	実績値	4,961					
	目標値（R9）	8,500	単年度の達成度	81.3%					
			目標値						
	基準値（R3）		実績値						
	目標値（R9）		単年度の達成度						

②市民満足度の推移

指標名（単位）		満足	やや満足	満足度（計）	やや不満	不満	わからない	評価
施策の満足度（%）（「満足」と「やや満足」の合計）	基準値（R4）	12.2%	33.6%	45.8%	15.4%	4.6%	21.4%	A
	R5	13.4%	42.8%	56.2%	9.2%	3.2%	25.7%	
	R6							
	R7							
	R8							
	R9							

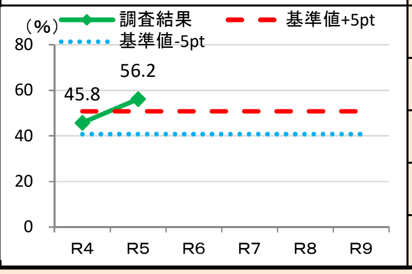

③主要な構成事業の進捗状況

※　各事業の詳細は「3　主要な構成事業の状況」を参照

評価：B

【参考指標】中核市水準比較

指標名（単位）		R5	R6	R7	R8	R9
悪性新生物死亡率（%）	中核市平均	270.7				
	本市実績	264.6				
	本市順位	19位/62市中				

※評価の考え方

				評価の組合せ（指標）	評価の組合せ（評価）
①施策指標（産出指標）（成果指標）	A：達成度100%以上［25点］	B：達成度70%以上100%未満［20点］	C：達成度70%未満［15点］	産出指標	B
②市民意識調査結果（満足度）	A：基準値より向上（＋5pt以上）［25点］	B：基準値と同水準（±5pt未満）［20点］	C：基準値より低下（－5pt以下）［15点］	成果指標	B
③主要な構成事業の進捗状況	A：計画以上（構成事業2事業以上が計画以上）［25点］	B：計画どおり（主に構成事業4事業以上が計画どおり）［20点］	C：計画より遅れ（構成事業2事業以上が計画より遅れ）［15点］	市民満足	A
総合評価	順調：A評価が2つ以上（C評価がある場合を除く）［90点以上］	概ね順調：主にB評価が3つ以上［75点以上90点未満］	やや遅れ：C評価が2つ以上（A評価が2つある場合を除く）［75点未満］	構成事業	B

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について
★ 逓増型の指標（目標値が基準値より増加することが望ましいもの）・・・（実績値／目標値）×100（%）
★ 逓減型の指標（目標値が基準値より減少することが望ましいもの）・・・（目標値／実績値）×100（%）

施策の評価・分析（現状とその要因の分析）

施策を取り巻く環境等	・国においては，全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のため，健康に関心の薄い者など幅広い世代に対する「自然に健康になれる環境づくり」をはじめ，性差に着目した「女性の健康づくり」，PHRなどICTを利活用する取組を推進する「個人の健康情報の見える化・利活用」など新たな視点を踏まえた健康日本21（第三次）計画を策定し，令和6年度から取組を開始している。 ・人口減少や少子・超高齢化社会への人口構造の変化が進行していく中，より一層健康寿命の延伸が重要となるため，市民一人ひとりが，家庭はもとより地域や職場においても，生活習慣の改善や食環境づくりなど，自らの健康の保持・増進に向けて主体的に取組めるよう支援が求められている。 ・自殺対策基本法において，「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け，地域レベルの実践的な取組を推進するよう，すべての自治体に計画的な自殺対策が求められている。
施策指標	・健康ポイント事業参加者数については，広報紙やタウン情報誌への記事掲載など様々な媒体を活用した周知のほか，アプリの魅力を高めるため新たにQRコード読取機能を実装し，イベント来場へのポイント付与に取り組んだことなどにより，目標値には到達していないものの，参加者の増加につながった。 ・日常生活における歩数については，目標値には到達していないものの，健康ポイントアプリにおける地区ごとのウオークラリーの開催など歩きたくなる仕掛けづくりや，健康教育や健康相談，地域・職域連携推進事業など様々な機会を活用して運動習慣の重要性を周知したなどことにより，増加傾向を維持している。
市民満足度	・令和4年度までの新型コロナウイルス感染症感染拡大の経験を通し，市民の心身の健康維持に対する関心が高まる中，市においても，オンライン等による講座等の開催や，健康ポイント事業などを通して日常生活における運動促進の取組や職場における健康づくり促進のための取組を進めたほか，ニーズの高い健診日程の拡大など健診を受けやすい環境整備や各種関係機関・団体と連携した相談窓口の周知等，自殺予防・こころの健康づくりに関する普及啓発などに取り組んだことなどにより，満足度の上昇につながっているものと考えられる。

総合評価
85点
概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については，別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 （千円）	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価（成果や課題）」と「②今後の取組方針」
				対象者・物（誰・何に）	取組（何を）					
1	健康増進普及啓発・糖尿病対策事業	戦略事業	生活習慣病の予防や健康づくりに関する知識の普及啓発	市民	・健康教育 （各種講演会・イベント） ・健康相談 ・訪問指導　　等	計画どおり	1,686	S29		【①昨年度の評価（成果や課題）：新たな日常に対応した健康づくりの推進】 ・生活習慣病の予防や健康づくりに関する正しい知識の啓発については，講座の内容や対象者に応じて，対面方式や健康増進課公式YouTubeチャンネルにおける動画配信を実施し，参加しやすい手法によって多くの市民に参加してもらうことができた。「地区における健康教育」では保健福祉総務課と連携し，地域別データにより課題となったテーマや重点課題である糖尿病予防に関する内容を盛り込みながら，地域の実情に応じて効果的に健康づくりの推進を図ることができた。また，新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降中止していた糖尿病予防啓発イベントを関係機関と連携しながら実施し，糖尿病の関心の有無に関わらず多くの市民に普及啓発を図ることができた。今後も，生活習慣の改善や健康づくりのために正しい知識の普及啓発及び行動変容につなげるための支援が必要である。 【②今後の取組方針：関係団体との連携・協力による普及啓発の推進】 ・生活習慣病の予防や健康づくりに関する正しい知識の啓発については，引き続き，関係団体と連携し，対象に合わせた効果的な手法により健康教育を行っていく。
2	健康ポイント事業	SDGs 好循環P 戦略事業	市民の健康づくり活動の促進	市民	・事業の広報活動 ・ポイント交換 ・協賛企業の確保	計画どおり	83,943	H30	独自性	【①昨年度の評価（成果や課題）：参加者数の増加】 ・事業への参加者数については，広報紙やタウン情報誌への記事掲載や協賛物品の品目拡充に取り組んだことにより，前年度から5,539人増加したが，平均歩数については，目標値に達していない状況である。 ・若い世代の運動の習慣化を促進するため，今後は，参加者や歩数の増加に向けて，魅力を感じられるコンテンツの充実など歩きたくなる仕掛けづくりが必要である 【②今後の取組方針：若い世代の参加促進と歩きたくなる仕掛けづくり】 ・参加者の歩数増加に向けて，令和5年度に実装したQRコード読取機能を活用したポイント付与対象イベントの拡充を図るほか，民間事業者と連携したキャンペーンの検討，公共交通の結節点を起点としたウォークラリーや大学生まちづくり提案と連携した中心市街地ウォークラリーの開催など歩きたくなる仕掛けづくりに取り組む。 ・若い世代の参加促進を図るため，SNSなど若年層への周知に効果的な媒体を活用した事業の広報に取り組むとともに，引き続き，タウン情報誌の運営会社等と連携した協賛企業へ協力の呼びかけを行い，魅力ある協賛品目を確保することにより，市民の参加意欲の向上を図る。
3	地域・職域連携推進事業	戦略事業	地域・職域における健康づくり活動の充実	・市内事業者 ・市民	・地域・職域連携による事業所に対する健康づくりの普及啓発 ・健康づくり事業者表彰	計画どおり	506	H20	独自性 先駆的	【①昨年度の評価（成果や課題）：職場で健康づくりに取り組むための機運醸成】 ・「職場における健康づくり応援サイト」による情報発信や健康づくり事業者表彰受賞者の取組内容を広く市民に周知するなど，事業所における主体的な取組を支援した。また，地域・職域連携推進協議会と連携し，栄養士や保健師などの専門職を事業所に派遣する出前講座や健康づくり講演会を実施し，これらの実績は前年を上回るなど，職場における健康づくりの推進に寄与した。今後も主体的に健康づくりに取り組む事業所の拡大を図る必要がある。 ・他業種に比べ保健指導等の割合が高い運輸・郵便業において，積極的な支援を行うモデル事業所を選定し，事業所内への健康情報コーナーの設置等の取組みを実施した結果，「糖尿病予防・野菜摂取の重要性など」について，約5割の従業員の意識や行動に変化が見られた。今後も，職場における健康づくりの更なる促進に向けて，機運醸成を図るとともに，他の事業所へ波及させる取組を行う必要がある。 ・健康づくり事業者表彰については，表彰事業の魅力を高めるとともに，幅広い業種において応募意欲が高まるよう，新たなインセンティブの一つとして，市内の芸術系専門学校との連携により「健康づくり事業者表彰オリジナルロゴマーク」を作成した。今後とも，職場で健康づくりに取り組む機運の醸成に向けて表彰事業の更なる周知が必要である。 【②今後の取組方針：健康づくりに取り組む事業所の拡大】 ・職域における健康づくり活動の充実については，引き続き，「職場における健康づくり応援サイト」を活用しながら，事業所に情報を発信するとともに，より一層，地域保健と職域保健の連携を図りながら，令和6年度の第3次健康うつのみや21計画策定の中で，働く世代の健康課題や効果的な取組を検討し推進するなど，主体的に健康づくりに取り組む事業所の拡大を図っていく。 ・主体的に健康づくりに取り組む事業所の拡大を図るため，健康づくり事業者表彰について，引き続き，関係団体の協力を得ながら，新たに制作したロゴマークを含め制度の魅力を幅広い業種に周知する。
4	がん検診 （細事業「個別受診勧奨事業」「乳がん検診（超音波検査）」を含む）		がんの早期発見・早期治療	市民（40歳以上） ※子宮がんは20歳以上の女性，乳がんは30歳以上の女性，前立腺がんは50歳以上の男性が対象	がん検診の実施	計画どおり	1,057,983	S38		【①昨年度の評価（成果や課題）：がんの早期発見・早期治療】 ・がん検診については，令和5年度は，市内個別医療機関での各種がん検診の実施や，集団健診において総合健診や早朝健診などの受診者ニーズを踏まえた健診の実施と定員数の拡充等に取り組み，各種がん検診の受診機会を確保したことにより，がん検診全体の受診者数は，令和4年度と同程度で推移し，受診者のがんの早期発見・早期治療が図られた。 ・更には，他のがん検診と比較して受診率が低い婦人がん検診（乳がん・子宮がん検診）については，商業施設を活用した検診を拡充して実施し，これまで未受診であった市民や若い世代の受診につながったことから，更なる受診率向上に向け，商業施設等を活用した検診の実施に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針：対象者ニーズに応じた受診環境の整備】 ・更なる受診率の向上に向け，引き続き，様々な媒体を通じた検診の重要性等の周知啓発や受診しやすい環境の整備，受診勧奨などに取り組むとともに，婦人がん検診の受診率向上に向け，子育て世代や働く世代などの受診のきっかけとなるよう，新たな商業施設を会場とした検診を実施するなど，受診機会の拡充に努めていく。

5	自殺予防・心の健康づくり対策事業	戦略事業	総合的な自殺予防・こころの健康づくりの推進	市民	・宇都宮市自殺対策ネットワーク会議・宇都宮市自殺対策庁内連絡会議の開催 ・健康教育（ゲートキーパー研修会，こころの健康づくり研修会，こころの健康講座等） ・普及啓発 ・健康相談　等	計画どおり	3,005	H19		【①昨年度の評価（成果や課題）：総合的な自殺対策の推進】 ・平成30年度に策定した自殺対策計画に基づき，各種相談窓口一覧クリアファイルを市内の関係機関や医療機関に配布したほか，市内の大学・専門学校の学生向けに相談窓口の周知啓発を図るなど，総合的な自殺予防・こころの健康づくりの推進が図られた。 ・社会全体のつながりの希薄化や，新型コロナウイルスの感染拡大による人との接触機会の減少により，孤独・孤立の問題が顕在化している状況下，若年層に向けたプッシュ型の相談窓口の周知啓発や50歳男性へのメンタルヘルス情報紙の配布等に取り組んでいるところだが，あらゆる世代の自殺者数については依然として高いことから，引き続き相談窓口の周知啓発に着実に取り組んでいく必要がある。 ・18歳以下の自殺は，学校の長期休業明けにかけて増加する傾向にあることから，長期休業前や長期休業明け等時期を捉え，関係機関と連携し，若年層に届く方法で周知啓発に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針：若年層や働く世代をターゲットとした自殺対策の推進】 ・自殺予防・こころの健康づくりの更なる推進のために，自殺対策計画に基づいた対策を引き続き実施するとともに，あらゆる年代の自殺予防対策として，相談窓口についての周知や，「大学・専門学校教職員」や「小・中・高等学校教職員」「地域支援者」「薬剤師」向けゲートキーパー研修会を開催する。さらに，地域職域連携推進協議会と連携し，「事業所向けこころの健康づくり研修会」等の開催や，各種マニュアルの改訂等，総合的な自殺予防対策を推進する。 ・自殺予防対策を生きる支援として捉え，各種関係機関・団体と連携し，相談支援の充実を図る。 ・誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け，自殺対策を「生きることの包括的な支援」とし社会全体が一丸となって自殺対策に取り組むため自殺対策計画を改定する。

４　今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性（課題への対応）
・市民の主体的な健康づくりの取組の促進 　健康寿命の延伸に向けて，運動の習慣づけや食生活の改善など市民一人ひとりの望ましい生活習慣の更なる定着・促進を図るため，市民が運動や生活習慣病に関する正しい情報や知識を手軽に入手し行動変容につなげられるよう，動画配信やSNS，各種講座の開催など様々な機会や媒体を活用しながら情報提供のさらなる充実を図るとともに，市民の健康関心度の程度に関わらず，生活の中で自然に健康づくりに取り組むことができる社会環境の整備を促進していく必要がある。	・市民の着実な行動変容に向けた普及啓発と健康づくりに取り組みやすい環境整備の推進 　市民が日常生活の中で主体的に健康づくりに取り組めるよう，令和6年度に改定する市民の健康づくりの指針である「健康うつのみや21計画」に基づき，引き続き各種出前講座や講演会，健康・栄養相談などを実施するほか，オンラインによる健康講座の開催や動画配信を行い，市民の生活習慣の改善に向けた行動変容につながるよう支援する。また，「健康ポイント事業」を推進し，幅広い世代に対し楽しみながら歩く意識の醸成を図り運動を習慣づけるとともに，市民の健康関心度の程度に関わらず，減塩や野菜増しなど健康に配慮された食品を選択することができるよう，食品製造業者やスーパーマーケット等との連携により，「自然に健康になれる食環境づくり」に取り組む。
・職場で健康づくりに取り組むための機運の醸成 　働く世代の中で多い肥満やメンタルヘルスなどが依然として健康課題となっていることから，職場で健康づくりに取り組むための機運の醸成や職場における組織的かつ継続的な健康づくりの更なる促進を図るため，事業主等に対し従業員の健康づくりの必要性について普及啓発するとともに，職場で実践しやすい健康づくりの取組等について効果的に周知する必要がある。	・職場における健康づくりの取組の実践 　職場における働く世代の健康づくりを促進するため，地域・職域連携推進協議会と連携し，栄養士・保健師等の専門職を事業所に派遣する出前講座や「働く人の健康づくり講演会」の開催などに取り組むほか，「職場における健康づくり応援サイト」や関係団体の会報誌など様々な媒体を活用しながら，これまでに実施したモデル事業所支援の取組事例や健康づくり事業者表彰の好事例などを広く周知することで，市内の幅広い事業所における健康づくりの取組に波及させる。
・生活習慣病等の早期発見・発症予防に向けた健診受診率の向上 　がん検診や特定健康診査の受診率は，前年度とほぼ同水準で推移していることから，生活習慣病の発症予防・重症化予防に向け，各種健診の更なる受診率向上に向けた受診しやすい環境整備や健診結果を踏まえた保健指導の更なる充実に取り組む必要がある。 　また，30代で進行した歯周病がある人の割合が全国と比較し高い状態にあることから，生涯を通じた口腔機能の維持・向上に向け，歯科健診受診率の向上対策に取り組む必要がある。	・がん検診や特定健康診査等の受診率向上対策の強化 　がん検診や特定健康診査等の受診率向上に向け，受診者ニーズを踏まえた総合健診や早期健診等に加え，商業施設を活用した婦人がん検診の拡充に取り組み，受診しやすい環境の整備を促進するほか，引き続き，AIなどを活用した個別受診勧奨に取り組むとともに，特定保健指導の実施率向上に向けては，健診結果から生活習慣等の見直しが必要な方に対し，保健指導の内容やメリット等を盛り込んだ利用勧奨を時機を捉えて実施する。 　また，歯科健診の受診率向上に向け，自己負担額を1,010円から500円に軽減する「節目年齢のワンコイン歯科健診」の実施や，歯科医療機関に定期的に受診している方へ市が作成したリーフレットを配付するとともに，「かかりつけ歯科医」からの声掛けによる受診勧奨など，歯科医師会等と連携しながら，歯科健診を実施していく。
・自殺対策・こころの健康づくりの推進 　自殺者数・自殺死亡率は概ね横ばいであること，新型コロナウイルス感染症の影響によるストレスや，社会的孤立等の影響から生じた不安など依然として多くの市民がストレスを抱えていることから，あらゆる年代の自殺者数の減少に向けたさらなる取組が必要である。	・自殺対策・こころの健康づくり事業の推進 　あらゆる年代における自殺者数の減少を図るため， 令和6年度に改定する自殺対策計画に基づき，関係機関・団体等と緊密な連携を図りながら，大学，専門学校生向けの「ゲートキーパー研修会」や事業所向けの「こころの健康づくり研修会」を開催する。また，市民一人ひとりが自らのこころの状態に気づき，適切に対処できるようこころの健康づくりを推進していく。

令和6年度 行政評価 施策カルテ

施策名	2	感染症対策の推進	施策主管課	保健予防課	総合計画記載頁	83

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅱ	健康・福祉の未来都市	政策	4	誰もが心身ともに健康に生活できる社会の実現

関連するSDGs目標：3 すべての人に健康と福祉を／11 住み続けられるまちづくりを

政策目標	
	市民の誰もが心身の健康づくりに関心を持ち，自ら健康づくりに取り組みやすい環境と仕組みが整えられています。 新興感染症等の発生に迅速かつ適切に対応できる体制や，誰もが住み慣れた地域で安心して必要な医療を受けられる体制が整えられ，市民が充実した保健・医療サービスの提供を適切に受けています。

2 施策の取組状況

施策の方向性	
	平時から，国や県，医療機関などの関係機関と連携協力し，感染症の発生，まん延防止対策を進めるとともに，新たな感染症の発生にも迅速かつ適切に対応できる体制を構築します。

①施策指標

区分	指標名（単位）	基準値（R3）／目標値（R9）		R5	R6	R7	R8	R9（目標年）	評価
産出指標	麻しん風しんワクチンの接種率（％）		目標値	1期：95%以上 2期：95%以上	1期：95%以上 2期：95%以上	1期：95%以上 2期：95%以上	1期：95%以上 2期：95%以上	1期：95%以上 2期：95%以上	B
		基準値（R3）：1期：95．9% 2期：92．6%	実績値	1期：96.4 2期：87.9					
		目標値（R9）：1期：95%以上 2期：95%以上	単年度の達成度	1期：101 2期：92.5					
産出指標			目標値						
		基準値（R3）	実績値						
		目標値（R9）	単年度の達成度						
産出指標			目標値						
		基準値（R3）	実績値						
		目標値（R9）	単年度の達成度						
成果指標	麻しん風しんの発生件数（件）		目標値	0	0	0	0	0	A
		基準値（R3）：0件	実績値	0					
		目標値（R9）：0件	単年度の達成度	100.0%					
成果指標			目標値						
		基準値（R3）	実績値						
		目標値（R9）	単年度の達成度						
成果指標			目標値						
		基準値（R3）	実績値						
		目標値（R9）	単年度の達成度						

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について
★ 逓増型の指標（目標値が基準値より増加することが望ましいもの） ･･･ （実績値／目標値） × 100 （%）
★ 逓減型の指標（目標値が基準値より減少することが望ましいもの） ･･･ （目標値／実績値） × 100 （%）

②市民満足度の推移

施策の満足度（%）（「満足」と「やや満足」の合計）

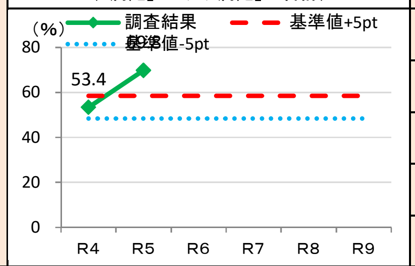

年度	満足	やや満足	満足度（計）	やや不満	不満	わからない	評価
基準値（R4）	20.4%	33.0%	53.4%	13.4%	8.6%	12.2%	A
R5	24.0%	45.8%	69.8%	8.7%	1.7%	13.9%	
R6							
R7							
R8							
R9							

③主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照	B

【参考指標】中核市水準比較

指標名（単位）		R5（R4）	R6	R7	R8	R9
麻しん・風しんワクチン接種率(%) 厚生労働省「麻しん風しん予防接種の実施状況」より算出	中核市平均	1期：95.2 2期：92.7				
	本市実績	1期：94.4 2期：90.0				
	本市順位	1期：38位/62市中 2期：54位/62市中				

※評価の考え方

項目	A	B	C	評価の組合せ（指標）	評価
①施策指標（産出指標）（成果指標）	A：達成度100%以上［25点］	B：達成度70%以上100%未満［20点］	C：達成度70%未満［15点］	産出指標	B
②市民意識調査結果（満足度）	A：基準値より向上（＋5pt以上）［25点］	B：基準値と同水準（±5pt未満）［20点］	C：基準値より低下（－5pt以下）［15点］	成果指標	A
③主要な構成事業の進捗状況	A：計画以上（構成事業2事業以上が計画以上）［25点］	B：計画どおり（主に構成事業4事業以上が計画どおり）［20点］	C：計画より遅れ（構成事業2事業以上が計画より遅れ）［15点］	市民満足	A
総合評価	順調：A評価が2つ以上（C評価がある場合を除く）［90点以上］	概ね順調：主にB評価が3つ以上［75点以上90点未満］	やや遅れ：C評価が2つ以上（A評価が2つある場合を除く）［75点未満］	構成事業	B

施策の評価・分析 （現状とその要因の分析）

項目	内容	総合評価
施策を取り巻く環境等	・国は，新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ，感染症危機管理への対応に係る司令塔機能を強化し，次の感染症危機に迅速・的確に対応できる体制を整えるため，令和5年9月に内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁が設置された。感染症危機が発生した際に関係省庁の職員を招集することで，統括庁が総理・長官を直接支えて，感染症対応の方針の企画立案，各省の総合調整を一元的に所掌し，推進することが求められている。 ・県は，新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ，令和6年3月に，感染症予防計画を改定。平時から都道府県と医療機関がその機能や役割に応じた協定を締結し，新興感染症の発生及びまん延時に初期の段階から医療を提供できる体制を整備するとともに，感染症をめぐる状況の変化に迅速かつ適確に対応し，感染症から県民の生命と健康を守る施策を積極的に推進していく。 ・本市においても，令和6年3月に，新たに感染症予防計画を策定し，市民の生命と健康に重大な影響を与える恐れがある感染症の発生・まん延を防ぐため，状況の変化に迅速かつ適確に対応しながら，感染症から市民を守る施策を積極的に推進していく。また，新興感染症発生時の臨時接種は，住民に先行して，社会機能維持のために必要な人へ接種を行い（特定接種），その後，住民への接種を行う（住民接種）こととなっており，実施主体である市町村に対し，接種体制を構築することが求められている。 ・風しんのまん延を防止するため，抗体価が低い世代（S37～S54生まれ）の男性を対象に抗体検査および風しん予防接種を無料で行う，追加的対策を実施している。（令和元年度～令和6年度）	90点
施策指標	・麻しん風しんは，感染力の高い感染症であり，免疫のない集団において，集団発生をおこす恐れのある疾患である。麻しん風しんの定期予防接種について，市ホームページや広報紙への記事掲載，第1期の対象者（1歳児）への保育園や幼稚園を通じたチラシの配付，第2期の対象者（年長児）への接種勧奨はがきの送付や就学時健診でのチラシの配付を行い，接種率の向上を目指しているが，2期の接種率が低い状況にある。 ・麻しん・風しんの発生件数については，疑い例を含む麻しん風しん患者の発生時には，医療機関等と連携し，迅速な対応をおこない，まん延防止に努めており，令和2年以降0件で推移している。	順調
市民満足度	・令和2年から続いてきた新型コロナウイルス感染症の流行により，国の対応や，ウイルスの特性，感染予防，予防接種等をはじめとした感染症対策に関心が高まっていると考えられる。 ・新型コロナウイルス感染拡大時においては，患者発生に伴う積極的疫学調査や接触者調査等の対応を迅速に行い，新型コロナウイルス感染症にり患し不安になっている市民の相談等に応じてきた。また，新型コロナウイルス感染症関連の情報について，市ホームページや広報紙を通して，正しく分かりやすい情報の提供に努めるとともに，新型コロナウイルスワクチンについて，予約支援の実施やいつでも接種できる体制の整備，ワクチンの効果や安全性の周知を強化したことにより，市民満足度の上昇につながったものと考えられる。	

3　主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については，別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 （千円）	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価（成果や課題）」と「②今後の取組方針」
				対象者・物（誰・何に）	取組（何を）					
1	感染症の発生・蔓延防止対策（新型インフルエンザ等対策含む）		・健康危機管理能力の向上 ・健康危機に関する関係機関との連携強化 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止	感染症患者及びその接触者，感染症に感受性のある市民	・感染症に感染した可能性のある者への健康診断勧告 ・病原体に汚染された恐れのある場所の消毒 ・新型インフルエンザ等に対する医療体制等の整備を図るため，関係機関との連絡会議を開催	計画どおり	8,613	H11		【①昨年度の評価（成果や課題）：感染症のまん延防止】 ・新型コロナウイルス感染症については，感染症法の位置づけが2類相当から5類に見直されたことに伴い，市民や関係機関に変更点等を周知するとともに，施設等での集団発生時には必要な対策を着実に実施した。 ・特に，高齢者施設や病院等入所施設において複数名のコロナウイルス感染症患者が発生した場合には，感染防止対策の指導等を行い，感染拡大防止に努めることが出来た。 ・また，その他の感染症の発生においても迅速に対応し，患者の医療の確保や接触者の健康診断を確実に行い，感染予防について指導を行った。また，社会福祉施設等での感染性胃腸炎の集団発生時には，現地調査・指導を行い感染症のまん延防止を図ることができた。 ・これまでの新型コロナウイルス感染症への対応の課題を踏まえ，感染症をめぐる状況の変化に迅速かつ適確に対応し，感染症から市民の生命と健康を守る施策を積極的に推進するため，「宇都宮市感染症予防計画」を策定した。 【②今後の取組方針：正確な情報把握と関係機関との連携強化】 ・感染症の発生時には迅速に対応し，患者の医療の確保や接触者の健康診断を確実に行い，感染予防について指導することで，感染症のまん延の防止に努める。 ・「宇都宮市感染症予防計画」に基づき，感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上を図るため，保健所・市職員，高齢者施設等職員等を対象に，感染症対策に関する研修を実施する。 ・また，高齢者施設等において感染拡大防止対策を適切に行うことができるよう，感染対策に関する研修・訓練等を実施するとともに，平時での施設等の感染症対策について現地調査を実施し，必要な助言を行うことで，感染症等に関する知識や対応方法等の周知徹底を図り，施設内感染の防止に努める。
2	感染症発生動向調査事業		・健康危機に関する情報の収集・提供 ・健康危機に関する関係機関との連携強化	市民，医療機関，県，国	・感染症法に基づき，医師から感染症の報告を受け，県及び国へ報告する。 ・市内の感染症流行状況を解析し，医師や市民に対し，患者発生状況や予防策等の情報をホームページ等を利用して迅速に提供する。	計画どおり	1,367	H11		【①昨年度の評価（成果や課題）：感染症発生動向の把握及び周知】 ・発生動向調査を実施したことにより，感染症の発生動向を迅速に把握することができ，医療機関や市民に対して，有効な情報発信ができた。 ・新型コロナウイルス感染症については，感染症法の位置づけが2類相当から5類に見直されたことに伴い，令和5年5月8日から，全数把握から定点把握へ移行となり，医療機関と連携しながら患者の発生動向調査を実施した。また，ゲノム解析により市内流行株の確認及び新たな変異株の出現の監視を行い，必要に応じ適切な対策を実施した。 【②今後の取組方針：感染症発生動向の把握及び継続周知】 ・健康危機に関する情報の収集・提供を図るため，引き続き，衛生環境試験所と連携し，感染症の発生動向調査を実施し，ホームページで最新情報を提供することにより，医療機関や市民に対して感染症に関する最新の情報を提供する。
3	予防接種運営費		・疾病の発生予防及びまん延の防止	・乳幼児（0歳～7歳6か月） ・児童・生徒（9歳～高校1年生相当） ・平成9年4月2日～平成19年4月1日までに生まれた女子 ・65歳以上の高齢者及び60歳～64歳の身体障害者手帳1級程度の者	・予防接種法に基づく下記の定期予防接種を実施する。 ロタ，B型肝炎，ヒブ，小児用肺炎球菌，四種混合，三種混合，不活化ポリオ，二種混合，BCG，水痘，麻しん風しん混合（乳幼児），麻しん（乳幼児），風しん（乳幼児），日本脳炎，子宮頸がん，高齢者肺炎球菌，高齢者インフルエンザ ・予防接種に係る周知を行う。（子宮頸がんキャッチアップ接種等含む）	計画どおり	1,374,085	S24		【①昨年度の評価（成果や課題）：対象者への個別通知などの接種勧奨の実施】 ・定期予防接種について，各ワクチンの対象年齢別に個別通知による接種勧奨を実施するとともに，広報紙や市ホームページ等による周知を行うことで，接種率の向上，疾病の発生予防及びまん延の防止が図られた。 ・子宮頸がん予防ワクチンのキャッチアップ接種は令和4年度から3年間の時限措置となっており，令和6年度は最終年度となるため，対象者に対して十分な周知が必要である。 【②今後の取組方針：新たな定期接種の追加や子宮頸がんキャッチアップ接種の促進】 ・令和6年度から，新たに五種混合や小児用肺炎球菌15価ワクチンの追加，高齢者肺炎球菌の特例措置終了に伴う対象者の変更などがあるため，対象者への個別通知や広報紙，市ホームページなどにより，広く周知を行っていく。 ・子宮頸がん予防ワクチンのキャッチアップ接種の対象者に対し，事業終了の案内や接種完了までのスケジュールを個別通知し，余裕を持った接種を促していく。
4	新型コロナワクチン接種事業		新型コロナウイルス感染症の発症予防及びまん延の防止	・12歳以上 ・小児（5～11歳） ・乳幼児（生後6か月～4歳）	・新型コロナワクチンの臨時接種を個別医療機関や集団接種会場において実施する。	計画どおり	1,618,295	R2		【①昨年度の評価（成果や課題）：新型コロナウイルスワクチンの接種体制の確保】 ・接種を希望する方が速やかに接種できるよう，平日夜間や土曜・日曜に集団接種を実施（延べ27回）するなど，いつでも接種できる体制を維持するとともに，地区市民センター等（15か所）において，高齢者等のWEB予約支援を実施した。また，市民が安心して接種を受けられるよう，ワクチンの効果や安全性等について，接種券に案内を同封するほか，市ホームページや広報紙，デジタルサイネージなど，あらゆる機会を活用して周知を図った。その結果，接種率はすべての年齢で全国平均を上回っており，市民の重症化予防，ひいては医療提供体制や社会経済活動の維持へつながった。 ・令和6年度以降，これまでの「臨時接種（全額公費負担）」から「定期接種（一部自己負担）」へ移行し，高齢者等が対象となるため，かかりつけの医療機関等で安心して接種できる体制を確保するとともに，高齢者等に分かりやすい情報発信が必要である。 【②今後の取組方針：新型コロナウイルスワクチンの定期接種化に向けた接種体制の確保と周知啓発の実施】 ・令和6年度以降は，予防接種法に基づく「定期接種」となり，個人の重症化予防を目的に，主に高齢者を対象として秋冬に年1回接種を実施する予定のため，市医師会と連携し，個別医療機関による接種体制を確保していく。 ・また，高齢者等の重症化リスクを下げるため，接種希望者が円滑に接種できるよう，「定期接種」の開始時期や実施医療機関，ワクチンの効果・安全性等に関する正しい情報について，個別に通知するほか，広報紙や市ホームページなど様々な手段を活用して，分かりやすく発信していく。

5	感染症検査事務		感染症対策に係る行政指導に必要な検査データを提供し，関係課の業務を科学的根拠により支援する。	・感染症対策所管課	・感染症のまん延防止に資する検査の実施とデータ提供	計画どおり	16,188	H8		【①昨年度の評価（成果や課題）：感染症検査の項目拡充及び精度の向上】 ・狂犬病ウイルス（遺伝子検査）に関する検査項目を拡充するとともに，新型コロナウイルス感染症について，変異型のゲノム解析検査を計画的に実施するなど，依頼課の感染症対策を円滑に支援できた。また，ノロウイルス検査法の改良に取り組み，学会で発表するなど，調査研究を推進することにより，検査の効率化（検査時間の短縮や手技の簡素化）や精度の向上を図ることができた。 ・新型コロナウイルス感染症については，ゲノムサーベイランス体制を継続する旨の国通知により，引き続き，ゲノム解析による変異株の発生動向を把握する必要がある。 【②今後の取組方針：試験検査の充実及び職員の資質向上】 ・行政指導等に必要な検査データを依頼課に提供し，感染症対策を科学的に支援できるよう，衛生環境試験所運営計画（令和2年度～6年度）に基づき，結核菌のゲノム解析検査の確立など検査項目の拡充や新型コロナウイルスのゲノムサーベイランス，飼育イヌ・ネコにおけるSFTSウイルスの抗体保有状況調査など調査研究の推進を図るとともに，令和5年度策定の衛生環境試験所健康危機対処計画に基づき，関係機関との連携強化，人材育成，疫学情報の分析・提供などに平時から取り組み，試験検査の充実や職員の資質向上を図っていく。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性（課題への対応）
・感染症の発生・まん延防止対策 感染症患者発生時においては，感染症の特性に応じた対応を，迅速かつ的確に行い感染症のまん延防止を図る必要がある。 特に，高齢者施設等において感染症が集団発生した場合には，感染拡大を早期に抑え，入所者の重症化を防ぐ必要があることから，当該施設等に対する感染対策の強化を図る必要がある。	・感染症の発生・まん延防止対策 感染症の発生時には健康危機管理の視点に立ち，迅速かつ的確に対応し，患者の医療の確保や接触者の健康診断を確実に行い，感染予防について指導することで，感染症のまん延の防止に努める。 特に，高齢者施設等において感染拡大防止対策を適切に行うことができるよう，感染対策に関する研修・訓練等を実施するとともに，平時での施設等の感染症対策について現地調査を実施し，助言を行うことで，施設内感染の防止に努める。
・感染症に関する普及啓発 市民に身近な立場から感染症に関する相談や正しい知識の普及等の情報提供を効果的に行うことで，市民ひとりひとりの自発的な予防を促すとともに，患者や医療従事者等の人権を尊重した対策となるよう，周知啓発を行う必要がある。	・感染症に関する普及啓発 感染症の発生状況や動向，原因に関する情報の収集及び分析を行い，感染症の予防や治療に必要な情報を，市民や医療関係者へ積極的に公表することにより，市民一人ひとりが感染症の予防を出来るようにする。 患者等が安心して社会生活を続けながら，良質かつ適切な医療を受けられるよう，個人情報の保護に十分留意するとともに，差別や偏見の解消に資する適切な報道がなされるよう，正しい知識の普及に努める。
・新たな感染症に対応できる体制づくり 新興感染症のまん延が想定される感染症が発生した際に，感染症の特性や感染状況等に応じて，柔軟かつ機動的に対応できる体制を，平時から，構築するとともに，人材の養成及び資質の向上を図ることで，保健所機能の強化を図る必要がある。 流行初期の段階から検査が円滑に実施できるよう，関係者や関係機関と協議の上，平時から計画的に準備を行う必要がある。	・新たな感染症に対応できる体制づくり 新興感染症の発生時に，保健所の体制を迅速に切り替え，感染対策を推進するとともに，地域住民に必要な保健対策を継続することが重要であるため，保健所総務課と連携し「健康危機管理対処計画」に基づき，必要人員の確保が行えるよう，平時からの体制整備に努める。 保健所職員をはじめ，市職員に対し，感染症対策に必要な人材の養成を図るため，実践型訓練を含めた感染症対応研修・訓練を実施する。また，クラスターの起こりやすい高齢者施設等に対し，施設内感染に関する情報提供や感染対策に係る講習会や研修を実施する。 「衛生環境試験所健康危機対処計画」に基づき，関係機関との連携強化，人材育成，疫学情報の分析・提供などに平時から取り組み，試験検査の充実や職員の資質向上を図っていく。
・予防接種事業の推進 麻しん風しん混合予防接種については，国の感染症予防指針において接種率の目標（1期，2期ともに95%）が示されているが，本市においては，1期のみ目標値を達成している状況であることから，特に2期の接種率の向上に向け，対象者への個別通知や広報紙，ホームページなどを活用した周知を行っていく必要がある。 新型コロナウイルスワクチンは，令和6年度から定期予防接種に移行し，主に高齢者等を対象に秋冬に年1回接種を実施するため，市医師会と連携し，かかりつけ医療機関等で安心して円滑に接種できる体制を確保するとともに，高齢者に分かりやすい情報発信を行う必要がある。	・予防接種事業の推進 麻しん風しん混合予防接種については，特に第2期の接種率向上に向け，接種対象者への個別通知（接種勧奨はがきの送付）や就学時健診におけるチラシ配布を行うほか，接種期限が近づいた未接種者に再度勧奨ハガキを送付する。また，市公式LINEなどのSNSの活用や，「健康づくりのしおり」（健康増進課）や「にこにこ子育て」（子ども政策課）など，庁内関係課と連携した周知啓発を実施していく。 新型コロナウイルスワクチンの接種を希望する方が安心して円滑に接種できるよう，定期予防接種への制度変更やワクチンの効果・安全性等に関する正しい情報について，対象者へ案内ハガキを送付するほか，市広報紙や医療機関でのポスター掲示，デジタルサイネージでの動画放映を活用し，分かりやすく周知を行う。

令和6年度 行政評価　施策カルテ

施策名	3	安心して医療を受けられる環境の充実	施策主管課	保健所総務課	総合計画記載頁	83

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅱ	健康・福祉の未来都市	政策	4	誰もが心身ともに健康に生活できる社会の実現	関連するSDGs目標	2, 3, 11, 13, 17

政策目標	
	市民の誰もが心身の健康づくりに関心を持ち，自ら健康づくりに取り組みやすい環境と仕組みが整えられています。 新興感染症等の発生に迅速かつ適切に対応できる体制や，誰もが住み慣れた地域で安心して必要な医療を受けられる体制が整えられ，市民が充実した保健・医療サービスの提供を適切に受けています。

2 施策の取組状況

施策の方向性	
	医療機関等との連携により，地域医療を取り巻く環境の変化などに適切に対応しながら，市民がいつでも安心して必要な医療を受けられる体制を強化します。

①施策指標

区分	指標名（単位）			R5	R6	R7	R8	R9（目標年）	評価
産出指標	救急告示医療機関の数（施設）		目標値	16	16	16	16	16	A
	基準値（R3）	16	実績値	17					
	目標値（R9）	16	単年度の達成度	106.3%					
			目標値						
	基準値（R3）		実績値						
	目標値（R9）		単年度の達成度						
			目標値						
	基準値（R3）		実績値						
	目標値（R9）		単年度の達成度						
成果指標	市内の救急告示医療機関における夜間休日の救急搬送受入れ割合（%）		目標値	89.2	89.4	89.6	89.8	90%以上	B
	基準値（R3）	89.1	実績値	88.9					
	目標値（R9）	90%以上	単年度の達成度	99.7%					
			目標値						
	基準値（R3）		実績値						
	目標値（R9）		単年度の達成度						
			目標値						
	基準値（R3）		実績値						
	目標値（R9）		単年度の達成度						

②市民満足度の推移

指標名（単位）		満足	やや満足	満足度（計）	やや不満	不満	わからない	評価
施策の満足度（%）（「満足」と「やや満足」の合計）	基準値（R4）	15.0%	29.6%	44.6%	18.8%	10.6%	14.0%	A
	R5	19.8%	40.6%	60.4%	11.9%	6.2%	15.1%	
	R6							
	R7							
	R8							
	R9							

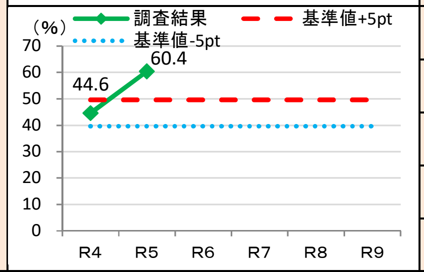

③主要な構成事業の進捗状況

※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照

評価：B

【参考指標】

中核市水準比較	指標名（単位）		R5	R6	R7	R8	R9
	病院，一般診療所施設数／市民10万人	中核市平均	95.4				
		本市実績	91.0				
		本市順位	36位/62市中				

※評価の考え方

項目	A	B	C
①施策指標（産出指標）（成果指標）	A：達成度100%以上［25点］	B：達成度70%以上100%未満［20点］	C：達成度70%未満［15点］
②市民意識調査結果（満足度）	A：基準値より向上（＋5pt以上）［25点］	B：基準値と同水準（±5pt未満）［20点］	C：基準値より低下（－5pt以下）［15点］
③主要な構成事業の進捗状況	A：計画以上（構成事業2事業以上が計画以上）［25点］	B：計画どおり（主に構成事業4事業以上が計画どおり）［20点］	C：計画より遅れ（構成事業2事業以上が計画より遅れ）［15点］
総合評価	順調：A評価が2つ以上（C評価がある場合を除く）［90点以上］	概ね順調：主にB評価が3つ以上［75点以上90点未満］	やや遅れ：C評価が2つ以上（A評価が2つある場合を除く）［75点未満］

評価の組合せ	
指標	評価
産出指標	A
成果指標	B
市民満足	A
構成事業	B

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について
★ 逓増型の指標（目標値が基準値より増加することが望ましいもの）・・・（実績値／目標値）×100（%）
★ 逓減型の指標（目標値が基準値より減少することが望ましいもの）・・・（目標値／実績値）×100（%）

施策の評価・分析（現状とその要因の分析）				総合評価
施策を取り巻く環境等	・栃木県において令和6年3月に「栃木県保健医療計画（8期計画）」が策定されたところであり，本市においてもより充実した保健・医療サービスを提供することが求められている。 ・救急患者が夜間や休日でも安心して必要な医療が受けられるよう，感染症対策などを適切に講じながら，救急医療体制を安定的かつ円滑に運営することが求められている。 ・近年，大規模な災害が頻発する中，災害時に救護所となる医療機関等において円滑な運営が行えるよう，感染対策に十分に配慮しながら，医療関係団体等と連携した医療提供体制を安定的に確保することが求められている。 ・安全で安心な医療サービス及び医薬品の適切な提供ができるよう，感染症の状況に対応しながら，医事・薬事監視による良質かつ適切な医療体制や医薬品・医療機器・毒物劇物の安全性を確保することが求められている。 ・薬物乱用者の低年齢化に加え，用途外での市販薬の乱用などが社会問題となっている。			90点
施策指標	・救急医療対策連絡協議会において，救急告示医療機関が連携・情報共有し，検証・評価を行うことで，安定的な救急医療体制が確保され，円滑な救急搬送患者の受入が維持できている。	市民満足度	・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中においても，医療機関等との連携により，救急患者の受入れ体制を確保するなど，市民が安心して医療が受けられる体制を構築するとともに，病院や薬局等に対する監視・指導により，良質かつ適切な医療提供体制や医薬品の安全性についても確保されたことで，市民満足度は前年度より上昇している。	順調

３　主要な構成事業の状況

※　その他の事業の評価結果については，別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容 対象者・物（誰・何に）	事業内容 取組（何を）	事業の進捗	R5 事業費 （千円）	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価（成果や課題）」と「②今後の取組方針」
1	夜間休日救急診療所運営事業		初期救急医療体制の維持・確保	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団（指定管理者）	夜間休日救急診療所の適切かつ円滑な管理運営	計画どおり	278,434	S58		【①昨年度の評価（成果や課題）：初期救急医療体制の維持・確保】 ・本市の初期救急医療体制に精通し市内の医療機関と緊密な連携が可能である宇都宮市医療保健事業団を指定管理者とし，夜間休日救急診療所内の改修工事や屋外施設（プレハブ等）の活用などにより感染症対策に努めながら円滑な運営に取り組んだ。また，「医師の働き方改革」へ適切に対応するため，大学病院等からの医師派遣継続に係る手続きを支援し，従事する医師の安定的な確保に努めた。今後も，より一層の安定的な運営を図るため，効果的な運営手法を検討していく必要がある。 【②今後の取組方針：夜間休日救急診療所の適切かつ円滑な運営の確保】 ・市民がいつでも安心して必要な医療が受けられるよう，本市における救急医療全体や夜間休日救急診療所の現状・課題を評価分析するとともに，関係機関等と意見交換しながら当診療所のあり方を検討し，当診療所のより適切かつ円滑な運営の確保に努める。
2	病院群輪番制病院運営費補助金		二次救急医療体制の維持・確保	病院群輪番制病院（済生会宇都宮病院，NHO栃木医療センター，JCHOうつのみや病院，宇都宮記念病院，NHO宇都宮病院）	輪番実施日数に応じ，その運営に要する経費の一部等を補助（国・県・市　各1/3）	計画どおり	71,880	S55		【①昨年度の評価（成果や課題）：円滑な二次救急医療体制の確保】 ・運営に要する経費の一部等を補助したことにより，夜間及び休日における円滑な二次救急医療体制の確保が図られた。 【②今後の取組方針：補助の継続実施】 ・二次救急医療体制の維持・確保を図るため，引き続き，病院群輪番制病院の運営に要する経費の一部等を補助する。
3	災害時医療対策事務		災害時医療提供体制の確保	医療機関及び医療関係団体等	・災害時医療救護活動に係る訓練の実施，会議の開催 ・「市災害時医療救護活動マニュアル」の見直し	計画どおり	1,522	H7		【①昨年度の評価（成果や課題）：円滑な災害時医療救護体制の確保】 ・医療機関とEMIS入力訓練を実施し，医療機関の被災状況などの情報を共有することで，災害時の連絡通信体制の確保が図られた。 ・今後は，新型コロナウイルス感染症の感染拡大時に関係機関，団体等が訓練を実施できなかったことにより，これまでのノウハウの再構築が必要であることから，災害時に医療提供体制が有効に機能するよう，実際の災害を想定した実践的な訓練を実施する必要がある。 【②今後の取組方針：医療関係団体等と連携した訓練の実施】 ・災害時医療提供体制の安定的な確保を図るため，災害対策本部と連携を強化するとともに，医療機関等と実践的な訓練を行い，必要に応じて「市災害時医療救護活動マニュアル」の見直しを進めていく。 ・DHEAT研修の受講対象者を保健師だけでなく，薬剤師や獣医師など資格職に対象を拡充していく。
4	医事・薬事監視指導事務		・良質かつ適切な医療提供の確保 ・医薬品，医療機器，毒物劇物等の安全性の確保	・病院，診療所，助産所，歯科技工所，施術所，衛生検査所 ・薬局，店舗販売業，医療機器販売業，毒物劇物取扱施設，温泉施設	・監視指導の実施	計画どおり	1,123	H8		【①昨年度の評価（成果や課題）：医療提供体制及び医薬品等の安全性の確保，薬物乱用防止対策】 ・医療法及び医薬品医療機器等法に基づく立入検査を実施することにより，良質かつ適切な医療及び医薬品・医療機器・毒物劇物の提供体制の確保が図られた。 ・大学を含む学校等を中心とした啓発活動を，県警とも連携して実施し，薬物乱用防止対策を推進した。 【②今後の取組方針：医療施設等に対する計画的な立入検査の実施と薬物乱用防止対策の充実強化】 ・引き続き，医事・薬事関係監視指導計画に基づき，医療施設等に対する立入検査を実施し，良質かつ適切な医療及び医薬品・医療機器・毒物劇物の提供体制を確保する。 ・薬剤師会や学校，警察等関係機関と連携し，薬物乱用防止に向けた意識啓発を進める。
5	宇都宮市医療保健事業団補助金		公益財団法人宇都宮市医療保健事業団の継続的で安定的な運営体制の確保	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団	団体運営に要する経費の一部を補助	計画どおり	88,183	S57		【①昨年度の評価（成果や課題）：継続的で安定的な運営体制の確保】 ・宇都宮市医療保健事業団の運営に要する経費を一部補助したことで，安定的な運営に繋がり，夜間休日救急診療所の円滑な運営や地域住民の健康増進の推進などを図ることができた。また，事業団の安定的な運営に資する取組への支援を行った。 【②今後の取組方針：安定的な運営体制の確保に向けた支援】 ・宇都宮市医療保健事業団の運営に要する経費を一部補助するなど，事業団の安定的な運営に向けた必要な支援等を行う。

４　今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性（課題への対応）
・初期救急及び二次救急医療体制の維持・確保 　救急患者が夜間や休日でも安心して必要な医療が受けられるよう，感染症対策などを適切に講じながら，初期救急，二次救急医療の安定的かつ円滑な提供体制を維持する必要がある。 ・災害時医療提供体制の確保 　災害等の緊急時に適切な医療や救護を提供できるよう，災害時医療提供体制の安定的な確保を図る必要がある。 　近年，新型コロナウイルス感染症の影響で関係機関，団体等が訓練を実施できなかったことにより，これまでのノウハウの再構築が必要である ・良質かつ適切な医療提供体制の確保 　市民が安心して必要な医療サービスが受けられるよう，良質かつ適切な医療提供体制を確保していく必要がある。また，若年層を中心に薬物乱用事犯が増加傾向にある。	・初期救急及び二次救急医療体制の評価・検証，見直し 　本市における救急医療全体や夜間休日救急診療所の現状・課題を評価分析するとともに，関係機関等と意見交換しながら当診療所のあり方を検討する。また，二次救急医療体制についても，「宇都宮市救急医療対策連絡協議会」において，本市の救急患者受入の現状等にかかる情報の共有，評価・検証を行いながら，関係機関と連携し，安定的かつ円滑な救急医療提供体制の維持・確保を図っていく。 ・災害医療提供体制の安定的な確保 　円滑な医療救護活動が行えるよう，震災などの災害を想定した，医療機関等と実践的な訓練を実施し，その検証結果等を踏まえ，必要に応じてマニュアルを見直すなど，災害時医療提供体制の安定的な確保を図っていく。 ・医療機関や薬局等に対する確実な監視・指導の実施 　市民が住み慣れた地域で安心して医療サービスが受けられるよう，引き続き，医療機関や薬局等に対する監視・指導を実施し，関係機関と連携しながら良質かつ適切な医療提供体制の確保を図っていく。また，薬物乱用防止の推進に向け，若年世代を主な対象とした薬物乱用防止出張教室やイベントにおける啓発活動等に取り組む。

令和6年度 行政評価　施策カルテ

施策名	1	安心して暮らせる福祉基盤の充実	施策主管課	保健福祉総務課	総合計画記載頁	85

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅱ	健康・福祉の未来都市	政策	5	あらゆる市民が安心し支え合いながら，自立して生活できる社会の実現	関連するSDGs目標

政策目標	市民一人ひとりが他者を理解し，やさしさや思いやりの気持ちを持ちながら，地域の絆やつながりを感じることができる社会が構築されています。 支援を必要とする高齢者や障がい者などの人々が適切な支援を受けられる仕組みが整っており，誰もが生きがいを持ち，住み慣れた地域で安心して生活する環境が整っています。

2 施策の取組状況

施策の方向性	複雑化・複合化した問題を抱える世帯など，支援が必要な人に適切な支援を届けるため，福祉サービスの更なる充実や権利擁護支援の推進，多機関協働による包括的な支援体制の構築などにより，誰もが安心して自立した生活を送れる環境づくりを進めます。 誰もが多様な福祉サービスを適切に受けられるよう，デジタル技術や様々なデータを活用しながら，わかりやすい情報提供や障がい者の情報アクセシビリティの向上，効果的な相談支援などの各種事業に取り組みます。

①施策指標

区分	指標名（単位）			R5	R6	R7	R8	R9（目標年）	評価
産出指標	共生型の相談窓口における相談件数（件）		目標値	24,100	25,300	26,600	27,900	29,320	A
	基準値（R3）	現状値：なし ※参考値	実績値	32,261					
	目標値（R9）	29,320	単年度の達成度	133.9%					
			目標値						
	基準値（R3）		実績値						
	目標値（R9）		単年度の達成度						
			目標値						
	基準値（R3）		実績値						
	目標値（R9）		単年度の達成度						
成果指標	共生型の相談窓口で受け止めた相談が支援につながった割合（%）		目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	A
	基準値（R3）	現状値：なし	実績値	100.0					
	目標値（R9）	100%	単年度の達成度	100.0%					
			目標値						
	基準値（R3）		実績値						
	目標値（R9）		単年度の達成度						
			目標値						
	基準値（R3）		実績値						
	目標値（R9）		単年度の達成度						

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について
★ 逓増型の指標（目標値が基準値より増加することが望ましいもの）・・・（実績値／目標値）× 100（%）
★ 逓減型の指標（目標値が基準値より減少することが望ましいもの）・・・（目標値／実績値）× 100（%）

②市民満足度の推移

指標名（単位）		満足	やや満足	満足度（計）	やや不満	不満	わからない	評価
施策の満足度（%）（「満足」と「やや満足」の合計）	基準値（R4）	6.2%	22.4%	28.6%	17.2%	7.8%	34.2%	A
	R5	8.4%	31.7%	40.1%	11.4%	4.2%	38.1%	
	R6							
	R7							
	R8							
	R9							

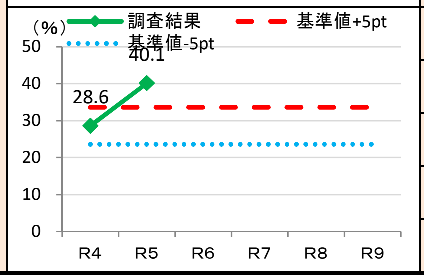

③主要な構成事業の進捗状況　※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照

評価：B

【参考指標】

中核市水準比較	指標名（単位）		R5	R6	R7	R8	R9
	地域包括支援センター箇所数／65歳以上1千人(箇所)	中核市平均	0.146				
		本市実績	0.187				
		本市順位	11位/62市中				

※評価の考え方

項目	A	B	C
①施策指標（産出指標）（成果指標）	A：達成度100%以上［25点］	B：達成度70%以上100%未満［20点］	C：達成度70%未満［15点］
②市民意識調査結果（満足度）	A：基準値より向上（＋5pt以上）［25点］	B：基準値と同水準（±5pt未満）［20点］	C：基準値より低下（－5pt以下）［15点］
③主要な構成事業の進捗状況	A：計画以上（構成事業2事業以上が計画以上）［25点］	B：計画どおり（主に構成事業4事業以上が計画どおり）［20点］	C：計画より遅れ（構成事業2事業以上が計画より遅れ）［15点］
総合評価	順調：A評価が2つ以上（C評価がある場合を除く）［90点以上］	概ね順調：主にB評価が3つ以上［75点以上90点未満］	やや遅れ：C評価が2つ以上（A評価が2つある場合を除く）［75点未満］

評価の組合せ 指標	評価
産出指標	A
成果指標	A
市民満足	A
構成事業	B

施策の評価・分析（現状とその要因の分析）

項目	内容	総合評価
施策を取り巻く環境等	・保健と福祉に関する相談件数は増加傾向にあり，特に，8050問題やダブルケアなど，個人や世帯が生活上の課題を同時に複数抱える複雑化・複合化したケースにも適切に対応していくことが求められている。このような中，国においては，重層的支援体制整備事業を推進しており，本市においても，令和5年度から，世代や分野を問わず相談をまるごと受け止め，適切な支援機関につなぐ包括的支援体制の整備，運用を開始している。 ・社会構造や世帯構造が変化し，単身世帯が増加し，今後さらに高齢者の単身世帯が増加する予測があるなか，認知症等の高齢者や障がい者など判断能力に不安がある方が，日常生活において安心して制度を利用することができるよう，権利擁護の支援の充実が求められている。 ・社会経済環境の変化に伴い，生活困窮に至るリスクの高い人々に対し，国においては，平成27年度以降「生活困窮者自立支援法」に基づき，生活困窮者自立支援事業や，生活困窮者住居確保給付金などの施策を講じてきた中，単身世帯の増加や超高齢社会の進展，地域社会との希薄化など，地域社会を取り巻く環境が変化する中で，様々な生活課題を抱えた生活困窮者一人ひとりの状況に応じた包括的な支援策が求められている。	95点
施策指標	・「共生型の相談窓口における相談件数」については，保健と福祉のまるごと相談窓口エールUについて，市ホームページや広報紙への掲載，チラシの配付，のぼり旗の設置など，あらゆる機会を捉えて周知に取り組み，相談窓口の認知向上に努めたことから，目標件数を大きく上回っている。 ・「共生型の相談窓口で受け止めた相談が支援につながった割合」については，受け止めた全ての相談を，その内容に応じて，各専門分野の相談支援機関や支援策の検討などを担う多機関協働事業者につなげることができたことから，目標どおりの割合となっている。	順調
市民満足度	・保健と福祉のまるごと相談窓口エールUの開設や，生活困窮世帯の自立に向けた相談支援窓口の設置など，各種相談窓口の充実により，施策に関する市民満足度は，前年度を10ポイント以上，上回っている。	

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については，別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容 対象者・物（誰・何に）	事業内容 取組（何を）	事業の進捗	R5 事業費 （千円）	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価（成果や課題）」と「②今後の取組方針」
1	多機関協働事業	好循環P 戦略事業	包括的支援体制の充実	市民 事業者	複数の分野を横断した総合的な支援のコーディネートを行うとともに，「重層的支援会議・支援会議」の開催し，支援関係機関等の役割分担を図る。	計画どおり	15,887	R5		【①昨年度の評価（成果や課題）：多機関協働による包括的な支援体制の構築】 ・8050問題やひきこもりなど複雑・複合化した問題があるケースに対して，課題の解きほぐしや調整，多分野の関係機関をマネジメントし，関係機関と連携した支援を行うことができた。 ・複雑・複合化した問題を抱えるケースの早期発掘・早期支援に向けた，より適切な後方支援を行えるよう，相談しやすい関係を構築する必要がある。また，複雑・複合化した問題を抱えるケースに，より適切に対応できるよう，対応力の強化を図る必要がある。 【②今後の取組方針：多機関協働による確実な支援の実施】 ・市内25か所の保健と福祉のまるごと相談窓口や5か所の障がい者生活支援センター等との意見交換等を実施し，関係構築を行いながら，複雑・複合化した問題を抱えるケースを早期に支援につなげる。また，エールUの職員対象に事例検討などの研修会を実施することで，多機関協働事業に該当するケースの理解を深め，支援方法のスキル等を身につける。 ・多機関協働事業担当者会議等での事例の情報共有やケーススタディなど研修会を実施し，多機関協働事業者の対応力の向上を図ることにより，多分野の関係機関と連携しながら伴走型の支援を行っていく。
2	相談支援事業		包括的相談支援体制の充実	市民	市民の保健福祉に関する相談を丸ごと受け止め，必要な支援機関につなぐ。	計画どおり	155	R5		【①昨年度の評価（成果や課題）：包括的相談支援体制の構築・運用】 ・地域包括支援センター（25か所）と地域保健福祉拠点（5か所）に「保健と福祉のまるごと相談窓口エールU」（以下「エールU」）を設置し，保健と福祉に関する相談を受け止め，内容に応じて適切な専門の相談支援機関や多機関協働事業者につなぐ体制を構築した。 ・市民や相談支援機関などを対象に，ホームページや広報紙への情報掲載，お知らせチラシの配布，のぼり旗の設置，説明会の開催など，あらゆる手法を用いて周知に取り組んだことにより，エールUの認知向上が図られた。 ・一方，「エールUが全ての相談をその場で解決できる」など，エールUの役割の認識不足が一部に見受けられることから，正しい知識に基づく理解促進を図る必要がある。 【②今後の取組方針：包括的相談支援体制の利用促進・理解促進】 ・より多くの市民にエールUを利用してもらえるよう，引き続き，様々な媒体・手法を用いて，広くエールUを周知していく。 ・また，エールUの役割を記載したチラシを窓口や第2層協議体の場などで配布するほか，あらゆる場面を捉えて事業説明を積み重ねていくことにより，正しい知識に基づく理解促進に取り組んでいく。
3	成年後見制度利用促進事業		権利擁護支援の充実	認知症等により判断能力が十分でない高齢者や障がい者，もしくは親族等	成年後見制度の利用に向けた支援及び周知・啓発	計画どおり	19,159	R5		【①昨年度の評価（成果や課題）：中核機関の設置，市民後見人養成研修の実施】 ・認知症等により判断能力が低下し成年後見制度の利用を必要とする方が制度を利用しやすい環境を整えるための中核機関として，「宇都宮市成年後見支援センター」を令和5年10月に設置し，自身による契約や財産の管理等に不安のある方が安心して生活できるよう支援体制を強化した。 ・中核機関において，制度周知のためのチラシの作成・配布，市民向け講演会・支援者向け研修会の開催により制度の普及・啓発に取り組むことができた一方，地域包括支援センター等の一次相談機関等からの専門相談の対応に際し，法的な視点の必要性が課題として挙げられた。 ・成年後見制度の円滑な運用に当たり，法律・福祉，医療，金融等の関係機関との連携強化を図るため，「成年後見制度利用促進協議会」を設置・開催し，地域連携ネットワークの構築に取り組んだ。 ・地域共生社会の実現に向けた地域福祉や権利擁護支援の新たな担い手としての市民後見人を養成するため，事前説明会及び基礎研修を実施した。 【②今後の取組方針：中核機関の機能強化，市民後見人の育成】 ・中核機関において，専門職（弁護士・司法書士）による支援者向け相談会の開催や一次相談機関等が成年後見制度の利用に関する判断を適切かつ円滑に行えるよう，法律・福祉等の専門職と連携して個別ケースの検討を行う「ケース検討定例会議」を開催し，市民の権利擁護に関する支援を行っていく。 ・市民後見人養成研修（実践研修），現場実習を実施し，研修修了後は市民後見人候補者名簿の登録を行うことで，成年後見制度の需要の増大に対応していく。
4	生活困窮者自立相談支援事業	好循環P	複合的な課題を抱える生活困窮世帯に対する困窮状態からの早期脱却に向けた支援による自立の促進	生活困窮世帯	・自立相談支援窓口の設置 ・専門の相談支援員による自立に向けた包括的かつ継続的な支援	計画どおり	49,000	H26		【①昨年度の評価（成果や課題）：生活困窮世帯への自立に向けた支援】 ・本人の就労意思を踏まえて作成した個別の支援プランに基づき，関係機関が連携を図り包括的かつ継続的な支援に取り組み，生活困窮状態からの早期脱却を図ることができた。 ・令和3年度までは，コロナ禍の影響により新規相談件数が急増していたが，国による感染症対策や経済対策の実施により雇用情勢が持ち直し，新規相談件数等が減少したものと考えられる。 ・生活困窮世帯に対する訪問や関係機関への同行の機会を増やすなど支援体制強化のため，令和5年度からアウトリーチ支援員を2名増員し4名体制とした。 ・生活困窮世帯が相談窓口がわからず困ることの無いように，窓口案内チラシを作成し関係窓口で配布したほか，市ホームページ上での案内掲載を行い，生活困窮者支援制度の周知を幅広く行った。 ・相談窓口に来所することができない生活困窮世帯に対して，4名のアウトリーチ支援員が661件の訪問や関係機関への同行などの支援を行い，包括的かつ継続的な支援を行った。 ・引き続き，雇用情勢と生活困窮世帯の動向に注視し，就労支援や住居確保給付金の活用などに繋がるよう引き続きハローワークと連携するとともに，アウトリーチ支援員の活用などにより生活困窮世帯を早期に相談窓口に繋げる必要がある。 【②今後の取組方針：関係機関と連携した包括的且つ継続的な支援の実施】 ・生活困窮世帯の抱える複合的な問題を解消する支援を行うため，庁内各課はもとより関係機関等とも連携強化を図る。また，生活困窮者支援制度理解促進のため，更なる周知を図る。 ・ハローワークと連携した継続的な支援に取り組むとともに，アウトリーチ支援員の積極的な活用により，生活困窮世帯に対して相談窓口利用を促し，自立に必要な包括的かつ継続的な支援に努める。
5	保健と福祉の出前講座の実施		保健福祉サービスの市民理解の促進	市民	保健と福祉の出前講座の実施	計画どおり	0	H17		【①昨年度の評価（成果や課題）：出前講座の周知・実施】 ・講座内容や申し込み方法について，分かりやすく伝わるよう，講座案内リーフレットを配布し，周知を図ることができた。 【②今後の取組方針：市民ニーズを踏まえた出前講座の実施】 ・保健福祉サービスに関する市民理解の促進のため，関係各課と連携を図り，内容の充実を図るとともに，様々な対象がより利用しやすくなるよう運営上の工夫を行う。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性（課題への対応）
・共に支え合う地域社会づくりに向けた包括的支援体制の充実 少子高齢化の進行や，ライフスタイル・価値観の多様化など，地域福祉を取り巻く環境が変化する中，8050問題やダブルケア，ひきこもりなど，複雑化・複合化する相談にも的確に対応していくため，市民の福祉サービスの理解促進や，包括的支援体制を構成する相談支援事業，多機関協働事業の円滑な運用に引き続き取り組む必要がある。	・共に支え合う地域社会づくりに向けた包括的支援体制の充実 引き続き，保健と福祉のまるごと相談窓口エールUにおいて，世代や分野，相談内容等に関わらず，市民からの相談を受け止め，必要な機関や支援を紹介していくほか，複雑化・複合化した問題について適切な支援の提供が図られるよう，適宜，多機関協働事業者につないでいく。 また，誰もが多様な福祉サービスを適切に受け入れられるよう，出前講座の実施など様々な機会を捉えて，情報アクセシビリティの向上に努める。 加えて，相談支援事業や多機関協働事業の従事者や関係者を対象としたスキルアップ研修等を適宜，実施するとともに，日々の業務を通じて得た改善点をガイドラインに反映し，従事者・関係者に周知徹底することにより，包括的支援体制の充実・強化を図り，円滑な運用を担保していく。
・生活困窮者への支援の充実 雇用情勢と生活困窮世帯の動向に注視しつつ，生活困窮世帯の抱える複合的な問題を解決するため，生活困窮者を早期に把握するとともに自立相談支援機関に繋げ，関係機関と連携した的確かつ継続した支援を行う必要がある。	・生活困窮者への支援の充実 生活困窮者の抱える複合的な問題について，解決に向けた支援を行うため，庁内各課はもとより関係機関等とも連携を強化するとともに，生活困窮者支援制度理解促進のため，更なる周知を図る。また，引き続きアウトリーチ支援員による包括的な支援に取り組む。 離職や減収を要因とした生活困窮者に早期自立を促すため，就労支援員を効果的に活用し，ハローワーク等と連携した就労支援に取り組む。 生活困窮者への支援を行うにあたり，生活困窮者が社会から孤立することがないよう，支援を必要とする人の情報収集や地域資源の掘り起こしを行い，地域活動等への参加を促すなど，生活困窮者対策の充実を図る。
・権利擁護に関する支援体制の充実 権利擁護支援を必要とする方が，円滑に成年後見制度を利用することができるよう，行政，司法，福祉関係者の連携による支援体制の構築に取り組む必要がある。	・権利擁護に関する支援体制の充実 成年後見制度の利用促進に向け，関係機関の連携強化を図るため，成年後見制度利用促進協議会やケース検討定例会議を開催するなど地域連携ネットワークの整備に取り組むとともに，中核機関（宇都宮市成年後見支援センター）において，成年後見制度についての広報や一次相談機関等からの相談支援などに対応する。また市民後見人の育成・活動支援を通して，成年後見制度の需要の増大に対応していく。

令和6年度 行政評価 施策カルテ

施策名	2	高齢期の生活の充実	施策主管課	高齢福祉課	総合計画記載頁	85

関連するSDGs目標：3 すべての人に健康と福祉を／8 働きがいも経済成長も／10 人や国の不平等をなくそう／11 住み続けられるまちづくりを／17 パートナーシップで目標を達成しよう

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅱ	健康・福祉の未来都市	政策	5	あらゆる市民が安心し支え合いながら，自立して生活できる社会の実現

政策目標	市民一人ひとりが他者を理解し，やさしさや思いやりの気持ちを持ちながら，地域の絆やつながりを感じることができる社会が構築されています。 支援を必要とする高齢者や障がい者などの人々が適切な支援を受けられる仕組みが整っており，誰もが生きがいを持ち，住み慣れた地域で安心して生活する環境が整っています。

2 施策の取組状況

施策の方向性	高齢者の住み慣れた地域で安心して自立した生活を実現するため，介護サービスの安定的な提供や医療・介護連携の更なる推進，多様な生活支援の充実に取り組みます。 高齢者一人ひとりが地域の中でいきいきと活躍できるよう，身近な地域で取り組む介護予防や生きがいづくりを支援します。 高齢者等が認知症になっても希望を持ち，安心して日常生活を過ごせる環境を実現するため，身近な地域における相談体制の充実や認知症の人を支える地域づくりに取り組みます。

①施策指標

区分	指標名（単位）			R5	R6	R7	R8	R9（目標年）	評価
産出指標	医療・介護従事者等の資質向上に資する研修の参加者数（累		目標値	5,300	5,800	6,300	6,800	8,300	A
		基準値（R3） 4,167	実績値	5,538					
		目標値（R9） 8,300	単年度の達成度	104.5%					
	高齢者外出支援事業の利用者数（人）		目標値	26,700	38,100	38,510	38,860	39,030	A
		基準値（R3） 20,691	実績値	31,714					
		目標値（R9） 39,030	単年度の達成度	118.8%					
	認知症サポーター養成講座の受講者数（累計）（人）		目標値	44,700	46,700	48,700	50,700	60,000	A
		基準値（R3） 42,050	実績値	44,824					
		目標値（R9） 60,000	単年度の達成度	100.3%					
成果指標	人生の最期を在宅で迎える市民の割合（%）		目標値	31.7	32.7	33.7	34.7	35.7	A
		基準値（R4） 30.7	実績値	32.4					
		目標値（R9） 35.7	単年度の達成度	102.2%					
	ほぼ毎日外出している高齢者の割合（%）		目標値	33.5	34.2	34.9	35.6	37.4	A
		基準値（R3） 32.0	実績値	34.6					
		目標値（R9） 37.4	単年度の達成度	103.3%					
	認知症の本人やその家族にとって暮らしやすいまちと感じている市民の割合（%）		目標値	31.7	32.2	32.7	33.2	33.7	
		基準値（R3） 30.7	実績値						
		目標値（R9） 33.7	単年度の達成度						

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について
★ 逓増型の指標（目標値が基準値より増加することが望ましいもの） ・・・ （実績値／目標値） × 100 （%）
★ 逓減型の指標（目標値が基準値より減少することが望ましいもの） ・・・ （目標値／実績値） × 100 （%）

②市民満足度の推移

指標名（単位）		満足	やや満足	満足度（計）	やや不満	不満	わからない	評価
施策の満足度（%）（「満足」と「やや満足」の合計）	基準値（R4）	5.4%	22.8%	28.2%	14.6%	8.4%	36.6%	A
	R5	8.7%	24.8%	33.5%	10.9%	3.7%	45.8%	
	R6							
	R7							
	R8							
	R9							

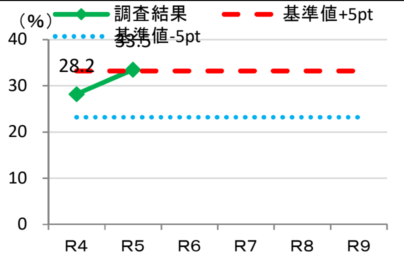

③主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照

評価：B

【参考指標】中核市水準比較

指標名（単位）		R5	R6	R7	R8	R9
要介護認定を受けていない高齢者の割合（%）	中核市平均	80.4				
	本市実績	82.6				
	本市順位	13位/62市中				

※評価の考え方

	A	B	C
①施策指標（産出指標）（成果指標）	A：達成度100%以上［25点］	B：達成度70%以上100%未満［20点］	C：達成度70%未満［15点］
②市民意識調査結果（満足度）	A：基準値より向上（+5pt以上）［25点］	B：基準値と同水準（±5pt未満）［20点］	C：基準値より低下（−5pt以下）［15点］
③主要な構成事業の進捗状況	A：計画以上（構成事業2事業以上が計画以上）［25点］	B：計画どおり（主に構成事業4事業以上が計画どおり）［20点］	C：計画より遅れ（構成事業2事業以上が計画より遅れ）［15点］
総合評価	順調：A評価が2つ以上（C評価がある場合を除く）［90点以上］	概ね順調：主にB評価が3つ以上［75点以上90点未満］	やや遅れ：C評価が2つ以上（A評価が2つある場合を除く）［75点未満］

評価の組合せ	
指標	評価
産出指標	A
成果指標	A
市民満足	A
構成事業	B

施策の評価・分析 （現状とその要因の分析）

			総合評価
施策を取り巻く環境等	・国においては，令和7（2025）年までに 75 歳以上の後期高齢者の割合が急激に高まることを踏まえ，「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月閣議決定）に基づき，社会保障のDXの推進や制度を支える医療・介護現場の人材確保，サービス提供体制の連携強化などに取り組むことが求められている。 ・また，「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和6年1月から施行され，認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう，認知症施策に取り組むことが求められている。 ・本市においては，これらを踏まえながら，令和6年3月に「にっこり安心プラン（第10次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第9期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画））」を策定したところであり，同計画に基づき，高齢者の生活基盤の強化や相談・支援体制の充実，デジタルを活用しやすい環境づくりなど，施策・事業を着実に推進していく必要がある。		95点
施策指標	・高齢者の外出機会については，新型コロナウイルス感染症の5類移行やライトライン開業を契機として，高齢者外出支援事業の利用が増加し，ほぼ毎日外出している高齢者の割合の増加に寄与したものと考えられる。 ・また，在宅での療養については，「看取り」や「人生会議」などの普及・啓発に取り組むとともに，医療・介護現場における顔の見える関係の構築に向けた研修の企画などのサービス提供体制の連携強化を図ったことにより，人生の最期を在宅で迎える市民の割合の増加に寄与したものと考えられる。	市民満足度：保健と福祉のまるごと相談窓口「エールU」の開設をはじめ，「認知症事故救済制度」の創設や成年後見制度の中核機関「宇都宮市成年後見支援センター」の設置など，高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる事業が新たに展開されたことから，基準値を上回る満足度となったと考えられる。	順調

3　主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については，別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R5事業費（千円）	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価（成果や課題）」と「②今後の取組方針」
				対象者・物（誰・何に）	取組（何を）					
1	認知症周知啓発事業	好循環P 戦略事業	認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進	市民（認知症の本人や家族を含む）	市民一人ひとりが認知症に対する理解を深めるための周知啓発	計画どおり	974	H20		【①昨年度の評価（成果や課題）：認知症の方を支える地域づくりの推進】 ・認知症サポーター（認知症の方を温かく見守る応援者）については，認知症サロンで受講者を募り養成講座を開催するなど，企業，団体等に所属していない方も受講することができるようになり，着実にサポーター数を増やしている。 ・認知症パートナー（具体的な支援活動の実践者）については，家族の会のイベントにおける認知症の方の補助や，認知症グループホームにおけるボランティア活動へのマッチングなど，地域での支援活動につなげている。 ・地域共生社会の構築に向け，認知症サポーターや認知症パートナーがそれぞれの立場で認知症の方を支えることができる地域づくりの推進が図れるよう，認知症パートナーについては，デジタルを活用した活動先とのマッチングなど，効率的に活動へとつなぐ仕組みづくりに取り組む必要がある。 【②今後の取組方針：認知症の方を地域で支える支援の実施】 ・認知症パートナーが中心となり，認知症サポーターを始めとする地域住民が協力して認知症の方に寄り添った支援を行うことができるよう，認知症サポーターや認知症パートナーの活動を周知するとともに，試行的にSNSを活用して認知症パートナーと活動先とのマッチングを図るなど，効率的に活動へとつなぐ仕組みづくりに取り組む。
2	成年後見制度利用促進事業		権利擁護支援の充実	認知症等により判断能力が十分でない高齢者や障がい者，もしくは親族等	成年後見制度の利用に向けた支援及び周知・啓発	計画どおり	19,159	R5		【①昨年度の評価（成果や課題）：中核機関の設置，市民後見人養成研修の実施】 ・認知症等により判断能力が低下し成年後見制度の利用を必要とする方が制度を利用しやすい環境を整えるための中核機関として，「宇都宮市成年後見支援センター」を令和5年10月に設置し，自身による契約や財産の管理等に不安のある方が安心して生活できるよう支援体制を強化した。 ・中核機関において，制度周知のためのチラシの作成・配布，市民向け講演会・支援者向け研修会の開催により制度の普及・啓発に取り組むことができた一方，地域包括支援センター等の一次相談機関等からの専門相談の対応に際し，法的な視点の必要性が課題として挙げられた。 ・成年後見制度の円滑な運用に当たり，法律・福祉，医療，金融等の関係機関との連携強化を図るため，「成年後見制度利用促進協議会」を設置・開催し，地域連携ネットワークの構築に取り組んだ。 ・地域共生社会の実現に向けた地域福祉や権利擁護支援の新たな担い手としての市民後見人を養成するため，事前説明会及び基礎研修を実施した。 【②今後の取組方針：中核機関の機能強化，市民後見人の育成】 ・中核機関において，専門職（弁護士・司法書士）による支援者向け相談会の開催や一次相談機関等が成年後見制度の利用に関する判断を適切かつ円滑に行えるよう，法律・福祉等の専門職と連携して個別ケースの検討を行う「ケース検討定例会議」を開催し，市民の権利擁護に関する支援を行っていく。 ・市民後見人養成研修（実践研修），現場実習を実施し，研修修了後は市民後見人候補者名簿の登録を行うことで，成年後見制度の需要の増大に対応していく。
3	在宅医療・介護連携推進事業	好循環P 戦略事業	医療・介護・福祉が連携した地域療養支援体制の推進	医療・介護従事者，市民	在宅療養を担う多職種が連携する仕組みづくりや医療・介護従事者の資質向上に向けた研修の実施，在宅療養に関する市民への普及啓発	計画どおり	19,721	H25		【①昨年度の評価（成果や課題）：多職種連携の強化】 ・医療・介護連携支援ステーションが開催する「ブロック連携会議」において，新たに精神保健福祉士が参画するなど，更なる多職種の顔の見える関係構築とともに，8050問題などの複雑化・複合化した支援ニーズへの対応を多機関で検討するなど，連携強化に取り組んできたところであり，引き続き，多様な支援ニーズへの対応に向けた多職種の連携体制の強化に取り組んでいく必要がある。 ・人生の最終段階におけるケアのあり方や在宅での看取りについて市民の理解が深まるよう，「人生会議」をテーマとする公開講座を開催したところであり，引き続き市民の在宅看取り等への理解促進に取り組むとともに，医療・介護従事者に対しても看取り等への認識を深める機会の提供等に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針：更なる多職種連携と在宅医療の理解促進】 ・多職種の連携体制の強化に向け，「ブロック連携会議」により多くの専門職（歯科医師・薬剤師・ケアマネジャー・リハビリテーション専門職）が参画することにより，複雑化・複合化した課題に多職種が連携して対応できる体制の強化を図る。 ・市民へ在宅医療等の周知・啓発を効果的に行うため，地域包括ケア推進会議にて作成した，7種の在宅療養パンフレットの記載内容の見直しや配布方法の検討に取り組むとともに，医療・介護従事者に向けて，在宅や施設での看取りをテーマとした研修会の開催等に取り組む。
4	地域包括支援センター運営事業		高齢者の相談支援の充実	65歳以上の高齢者とその家族	・ 各種相談への対応と相談内容に応じた支援 ・ 地域のネットワーク構築に向け，地域課題の把握や解決を目的とした地域ケア会議の開催	計画どおり	653,631	H18		【①昨年度の評価（成果や課題）：保健と福祉のまるごと相談「エールU」を含めた地域包括支援センターの機能強化】 ・高齢者の困難事例への早期対応支援や地域包括支援センター間の総合調整など，地域包括支援センターへの後方支援を実施した。また，地域包括支援センターが継続的に役割を果たせるよう，国の示す地域包括支援センター業務の事業評価を行い，業務状況を明確化するとともに，評価未達成の項目について，市が各地域包括支援センターと個別にその要因を分析・支援を行い，センター間で共通認識が必要な項目については，担当者会議を活用し，共通理解を図った。 ・4月に設置した保健と福祉のまるごと相談「エールU」において，複雑化・複合化した課題に対して，他分野にまたがる支援機関のネットワークを活用し円滑に対応できるよう，研修，担当者会議・センター長会議で現状報告やセンターからの意見の吸い上げを実施し，センター職員の対応力の向上を図った。 ・保健と福祉のまるごと相談窓口としての相談機能の充実を図るため，リモート相談への対応，スマート窓口での福祉サービス等の申請支援など，デジタル技術を活用した市民サービスの向上及びセンターの機能強化を図る必要がある。 【②今後の取組方針：地域包括支援センターの運営体制の整備・機能の強化】 ・保健と福祉のまるごと相談窓口として，引き続き，他分野の支援機関ネットワークを活用し円滑に対応できるよう，事例研修や職種別研修等を実施し，センター職員の対応力の向上を図る。 ・地域包括支援センターが担う支援サービスがより効果的に提供されるよう，タブレット端末を各センターに配備し，リアルタイムな情報提供や，福祉関係の申請支援，また訪問先での隙間時間を活用し，記録作成補助など業務の効率化を図る。
5	高齢者外出支援事業	好循環P SDGs	高齢者の外出支援の充実	年度内に70歳以上になる高齢者	年度につき1回，自己負担なしで，バスや地域内交通の乗車に使用できる10,000円分のポイントをICカードに付与，または10,000円相当分の地域内交通等の乗車券を交付	計画どおり	119,423	H15		【①昨年度の評価（成果や課題）：事業の拡充と交通系ICカードを活用した事業の実施】 ・ライトラインの開業に伴い，新たに福祉ポイントが利用可能となったことから，庁内外の関係各所と連携し，交通系ICカードを活用した高齢者外出支援事業の円滑な実施に努めたことにより，申請人数が増加し，高齢者の更なる外出の促進や健康づくりの推進を図った。 【②今後の取組方針：交通系ICカードを活用した事業の実施と検証】 ・ライトラインをはじめとした本市の公共交通の充実と合わせ，交通系ICカードを活用した外出支援事業のPRに努め，高齢者の更なる外出の促進につなげるとともに，利用者のニーズ把握に努めていく。

4　今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性（課題への対応）
・認知症の人やその家族にやさしい地域づくり 認知症の人の数は今後も増加が見込まれることから，認知症の人が尊厳を保持しつつ，地域で安心して暮らすことができるよう，認知症に関する市民の理解促進をはじめ，地域における支え合いや相談支援，医療・介護等の切れ目ないケア体制の充実などについて，宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会や宇都宮市地域包括ケア推進会議においても意見をいただきながら，認知症の人やその家族を手助けできる地域づくりに取り組む必要がある。 ・相談支援，医療・介護サービス提供体制の強化 高齢単身者世帯の増加や在宅での医療・介護へのニーズの増加，8050問題など，高齢者を取り巻く環境が複合化・複雑化する中，地域共生社会の構築に向けた地域での支え合い体制の強化が求められており，地域包括支援センターの機能強化や医療・介護の専門職，地域の関係者・団体等の連携を図るとともに，サービス提供を担う介護従事者などの人材確保・育成に取り組み，地域ケア力の更なる向上を図る必要がある。	・認知症の人やその家族にやさしい地域づくり 市民の理解促進や地域での支え合い，相談支援については，認知症サポーターの養成や認知症パートナーの活動の活性化をはじめ，認知症サロンの設置個所増設・利用促進や行方不明となった認知症の人を地域住民が協力して捜索する「認知症高齢者地域生活安心サポート事業」の普及など，正しい知識の普及啓発や身近な地域で支え合い，気軽に相談できる体制の充実に取り組む。 また，成年後見支援センターにおいて，法律・福祉等の専門機関と連携しながら，地域包括支援センター等の１次相談機関への支援や市民後見人の養成に取り組む。 医療・介護等の切れ目ないケア体制の充実については，医師や社会福祉士などで構成される認知症初期集中支援チームの運営や医療・介護関係者の研修の充実などに取り組む。 ・相談支援，医療・介護サービス提供体制の強化 地域包括支援センターの機能強化については，保健と福祉の丸ごと相談窓口として，多機関協働が図れるよう，事例研修や職種別研修などにより，センター職員の対応力の向上を図るとともに，デジタル技術を活用した情報共有の迅速化や業務負担の軽減に取り組む。 地域ケア力の向上については，多様な支援ニーズへの対応に向けた多職種の連携体制の強化として，医療・介護連携支援センター・ステーションと連携しながら，従事者向け研修に多くの専門職に参画していただき，顔の見える関係づくりに取り組むとともに，人材の確保・育成に向け，市内の実態把握に取り組み，県の行う人材確保策との連携・調整を行う。

令和6年度　行政評価　施策カルテ

施策名	3	障がいのある人の生活の充実	施策主管課	障がい福祉課	総合計画記載頁	85

関連するSDGs目標：3、8、10

1　施策の位置付け

政策の柱	Ⅱ	健康・福祉の未来都市	政策	5	あらゆる市民が安心し支え合いながら，自立して生活できる社会の実現
政策目標	市民一人ひとりが他者を理解し，やさしさや思いやりの気持ちを持ちながら，地域の絆やつながりを感じることができる社会は構築されています。 支援を必要とする高齢者や障がい者などの人々が適切な支援を受けられる仕組みが整っており，誰もが生きがいを持ち，住み慣れた地域で安心して生活する環境が整っています。				

2　施策の取組状況

施策の方向性	障がい者の社会的な自立を促進するため，就労支援の充実や社会参加の促進を進めるとともに，生涯にわたり住み慣れた地域で安心して暮らせるよう，地域生活への支援や住まいの場の充実に取り組みます。 障がい者が社会的障壁を感じることがない暮らしを実現するため，障がいへの理解促進・差別解消を進めます。

①施策指標

区分	指標名（単位）	基準値・目標値			R5	R6	R7	R8	R9（目標年）	評価
産出指標	就労系サービスの利用者数（人）			目標値	1,567	1,657	1,747	1,837	1,927	A
		基準値（R3）	1,387	実績値	1,749					
		目標値（R9）	1,927	単年度の達成度	111.6%					
	グループホームの定員数（人）*			目標値	1,138	1,272	1,388	1,505	1,622	A
		基準値（R3）	869	実績値	1,257					
		目標値（R9）	1,622	単年度の達成度	110.4%					
				目標値						
		基準値（R3）		実績値						
		目標値（R9）		単年度の達成度						
成果指標	福祉施設から一般就労に移行した障がい者数（人）*			目標値	109	112	114	117	120	B
		基準値（R3）	104	実績値	107					
		目標値（R9）	120	単年度の達成度	98.1%					
	施設入所者の地域生活への移行者数（人）*　（）は，単年の実績			目標値	131 (4)	134 (3)	138 (4)	141 (3)	144 (3)	B
		基準値（R3）	125	実績値	130 (3)					
		目標値（R9）	144	単年度の達成度	99.2% (75.0%)					
				目標値						
		基準値（R3）		実績値						
		目標値（R9）		単年度の達成度						

②市民満足度の推移

指標名（単位）		満足	やや満足	満足度（計）	やや不満	不満	わからない	評価
施策の満足度（%）（「満足」と「やや満足」の合計）	基準値（R4）	4.6%	16.0%	20.6%	14.0%	7.0%	45.2%	A
	R5	7.4%	21.0%	28.4%	8.4%	4.5%	52.2%	
	R6							
	R7							
	R8							
	R9							

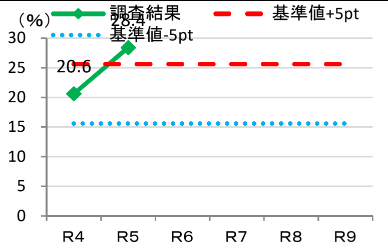

③主要な構成事業の進捗状況　※　各事業の詳細は「3　主要な構成事業の状況」を参照	B

【参考指標】中核市水準比較

指標名（単位）		R5	R6	R7	R8	R9
福祉施設から一般就労への移行者数／福祉施設（日中活動系サービス）の利用者数（人）	中核市平均	2.67				
	本市実績	4.15				
	本市順位	9位/62市中				

※評価の考え方

	A	B	C	評価の組合せ 指標	評価
①施策指標（産出指標）（成果指標）	A：達成度100%以上［25点］	B：達成度70%以上100%未満［20点］	C：達成度70%未満［15点］	産出指標	A
②市民意識調査結果（満足度）	A：基準値より向上（＋5pt以上）［25点］	B：基準値と同水準（±5pt未満）［20点］	C：基準値より低下（－5pt以下）［15点］	成果指標	B
③主要な構成事業の進捗状況	A：計画以上（構成事業2事業以上が計画以上）［25点］	B：計画どおり（主に構成事業4事業以上が計画どおり）［20点］	C：計画より遅れ（構成事業2事業以上が計画より遅れ）［15点］	市民満足	A
総合評価	順調：A評価が2つ以上（C評価がある場合を除く）［90点以上］	概ね順調：主にB評価が3つ以上［75点以上90点未満］	やや遅れ：C評価が2つ以上（A評価が2つある場合を除く）［75点未満］	構成事業	B

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について
★ 逓増型の指標（目標値が基準値より増加することが望ましいもの）・・・（実績値／目標値）×100（%）
★ 逓減型の指標（目標値が基準値より減少することが望ましいもの）・・・（目標値／実績値）×100（%）

＊　①施策指標のうち，産出指標「グループホームの定員数」，成果指標「福祉施設から一般就労に移行した障がい者数」，「施設入所者の地域生活への移行者数については，後期基本計画策定後に国の指針が示され，令和6年2月に策定した「第7期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第3期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」において目標値等の見直しを図ったことから，それらの目標値等を準用する。

施策の評価・分析（現状とその要因の分析）

	施策の評価・分析（現状とその要因の分析）			総合評価
施策を取り巻く環境等	・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を推進するため，令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されたことから，障がい者の情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援の充実を図る必要がある。 ・令和6年4月の「改正障害者差別解消法」の施行により民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されたことを契機として，より一層，企業や市民に対して障がいへの理解促進に取り組む必要がある。 ・障がい者の多様な就労ニーズを支援するため，令和4年12月の「障害者総合支援法」の改正により障がい者本人の希望や能力・適性等に合った選択を支援する新たな法定サービス「就労選択支援」が創設されたほか，就労機会拡大に向け，令和6年4月から段階的な障害者雇用率の引き上げや短時間労働の一部障がい者の障害者雇用率算定が適用されたことから，企業や障がい者が障がい者就労に係る事業を適正利用できるよう周知啓発に取り組む必要がある。 ・本市における障がい者手帳所持者が年々増加し，施設入所者の重度化・高齢化や介護者の高齢化に伴う親なき後の問題が顕在化する中，令和6年2月に「第6次宇都宮市障がい者福祉プラン」及び「第7期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第3期宇都宮市障がい児福祉サービス」を策定したところであり，同計画に基づき，障がい者が地域で安心して暮らせるよう，日常生活や社会生活への支援を着実に推進する必要がある。			90点
施策指標	・就労系サービスの利用者数については，精神障がい者保健福祉手帳所持者の増加に伴い，社会復帰に向けた就労系サービスの利用が増加していることから，目標値を上回った。 ・グループホームの定員数については，グループホームの設置促進に係る補助金の助成により施設整備が行われたほか，民間事業者の参入により，多くの施設が設置され目標値を大幅に上回った。 ・福祉施設から一般就労に移行した障がい者数については目標値を下回ったものの，前年度移行者数を上回っており，就職ガイダンスや就労体験，サービス事業所見学会等により障がい者の就労支援を促進してきたことで，一定数の実績が得られた。 ・施設入所者数の地域生活への移行者数については，施設に入所している障がい者が重度化・高齢化しているなどにより，地域に移行できる障がい者が少なかったことから，目標値を下回った。	市民満足度	令和5年度から保健と福祉のまるごと相談窓口「エールU」の設置や障がい者生活支援センターの増設による相談支援体制の充実，家用車燃料費助成による外出支援の充実等が図られたほか，「障害者差別解消法」の改正を契機として，ヘルプシールの作成・配付や障がいへの理解促進に向けた民間事業者や地域等に対する周知啓発を行ったことから，市民満足度は前年度と比べ上昇した。	順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については，別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容 対象者・物（誰・何に）	事業内容 取組（何を）	事業の進捗	R5 事業費（千円）	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価（成果や課題）」と「②今後の取組方針」
1	障がい者就職支援事業	戦略事業	障がい者に対する就職につながる機会の創出	一般就労を目指す障がい者	「障がい者就職ガイダンス」，「障がい者就労体験」，「障がい者サービス事業所見学会」の実施	計画どおり	113	H27		【①昨年度の評価（成果や課題）：ハローワーク及び商工会議所と連携した事業の実施】 ・障がい者就職ガイダンス等の就職支援事業を実施したことにより障がい者の就職につながる機会の創出が図られた。 ・障がい者が適正に能力を発揮できるよう，業種や職種の拡大を図る必要がある。 【②今後の取組方針：中小企業等の参加促進】 ・障がい者の就職につながる機会を引き続き創出するために，自立支援協議会就労支援部会において，障がい者就労支援事業所や関係機関と就労支援策に係る意見交換を行いながら，ハローワークや商工会議所と緊密に連携しながら事業を実施していく。 ・令和6年4月から改定された障がい者法定雇用率の引き上げを見据え，障がい者の一般就労拡大の契機となるよう，障がい者の就労に協力的な企業を認定・周知することで企業等の障がい者就労への更なる協力を促進するとともに，中小企業等の就職支援事業への参加を促進する。
2	障がい者合理的配慮促進事業	戦略事業	障がいや障がい者への理解促進及び差別の解消	市民，民間事業者，小学生，障がい者	障がいへの理解促進や差別の解消に係る取組の推進	計画どおり	1,656	H27		【①昨年度の評価（成果や課題）：障がいへの理解促進】 ・ミヤラジ・バンバビジョンなどにおける合理的配慮の提供に係る周知啓発動画の放映や，出前講座，障がい者週間での街頭啓発等より，障がいや障がい者に対する理解促進及び差別解消に取り組んだ。 ・小学校における盲導犬ふれあい教室を開催することにより，幼少期からの障がいへの理解が図られた。 ・令和6年4月に「障害者差別解消法改正法」が施行され，民間事業者の合理的配慮が義務化されることから，民間事業者への周知啓発を図る必要がある。 ・障がいを理由とする差別に係る相談に対応するとともに，障がい者差別解消支援地域協議会を開催し，関係機関で事例検討するなど，差別解消の推進に取り組んだが，差別解消窓口の相談件数が少なく，窓口の周知啓発に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針：幼少期からの障がいへの理解促進の強化】 ・障がい者が地域で安心して暮らせるよう，引き続き，合理的配慮の提供に係る周知啓発動画の放映や出前講座等に取り組むほか，広報紙の活用や関係団体との連携により，民間事業者に対し，より一層，理解促進を図っていく。 ・差別解消の推進に向け，障がい者が参加するイベントなど様々な機会を捉えて，差別解消窓口の周知啓発に取り組んでいく。 ・これまで実施してきた小学校における盲導犬ふれあい教室に加え，障がい者当事者を講師とする講座や障がい者スポーツを体験できる講座を新設し，幼少期からの障がいへの理解促進に取り組んでいく。
3	地域生活支援事業	戦略事業	障がい者の日常生活支援の実施	身体障がい者（児），知的障がい者（児），精神障がい者（児）	自立した日常生活や社会生活を送るためのサービス提供	計画どおり	297,671 【内訳】 移動支援 83,286 日中一時 106,055 地活センター 87,109 訪問入浴 21,221	H18		【①昨年度の評価（成果や課題）：適切なサービスの実施】 ・障がい者や障がい児に対し，移動の支援や日中の活動場所の提供，定期的な訪問入浴サービス等を提供することにより，自立した日常生活や社会生活を送るための支援が図られた。 ・特に日中一時支援事業については，送迎加算の新設により，通所時における送迎サービス提供体制を整備した。 【②今後の取組方針：利用者ニーズを踏まえた事業の実施】 ・引き続き，障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう，利用者のニーズを踏まえた適切なサービス提供を行うとともに，必要に応じて障がい福祉サービスと連携することで，自立した日常生活や社会生活の確保に取り組んでいく。
4	地域生活支援体制	戦略事業	障がい者の親なき後や親元から離れて生活することを見据えた支援の促進	居住支援を必要とする障がい者及びその家族	地域生活支援体制の運用状況について検証及び検討	計画どおり	緊急一時 保護事業 300 体験的宿泊支援事業 300	R3		【①昨年度の評価（成果や課題）：地域生活支援体制の充実】 ・地域生活支援部会を開催し，国の示す手引きを踏まえながら，本市の実情に合わせて設定した評価項目により，地域生活支援体制の運用状況について検証及び検討を行った。各評価項目に係る取組を着実に実施することができたが，「体験の機会・場の確保」について，当事者団体や福祉サービス事業所を通して，市が実施する体験的宿泊支援事業の利用者を募集したが，事業の利用は2名に留まるなど，利用者増に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針：地域生活支援体制の充実】 ・引き続き，年に1回以上，体制の運用状況について検証及び検討を行うとともに，体験的宿泊支援事業については，ホームページや障がい者が参加するイベントなど様々な機会を捉え，事業の周知を行うとともに，保護者等を対象とする事業説明会や協力事業所への見学会などの機会を設けるなど,利用者増に向けた取組を検討する。
5	日常生活用具給付事業		障がい者の日常生活支援の実施	身体障がい者（児），知的障がい者（児），精神障がい者（児）	日常生活用具の給付	計画どおり	129,026	H18		【①昨年度の評価（成果や課題）：ニーズを反映させた適正な給付】 ・日常生活用具の給付等を行うことにより，障がい者の日常生活の支援が図られた。また，令和6年1月から視覚障がい者用情報・意思疎通支援用具にセンスプレイヤーを追加することとし，障がい者のニーズを的確に反映した。 【②今後の取組方針：適正な給付の継続実施及び給付品目の検討】 ・引き続き，障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう，日常生活用具の給付に取り組むとともに，障がい者のニーズを反映させながら，適宜，給付品目等を検討することで，障がい者の日常生活の支援に取り組んでいく。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性（課題への対応）
・就労支援の充実 　障がい者の一般就労への移行を図り，障がい者が個人の能力や障がいの特性に応じた就労ができるよう，より多くの業種や職種を対象にした事業を実施する必要がある。また，企業の障がい者雇用への意欲を促進し，障がい者の就労機会の創出に取り組む必要がある。 　一般就労が困難な障がい者の工賃水準の向上を図るため，より効果的な生産・販売活動ができるよう，引き続き，施設製品の販路拡大や事業所の経営改善への支援に取り組む必要がある。	・就労支援の促進 　障がい者の就職につながる機会の創出に向け，引き続き，自立支援協議会就労支援部会において，就労支援事業所等と意見交換を行うとともに，ハローワークや商工会議所と緊密に連携しながら，障がい者就職ガイダンスにおいて，より多くの業種の参加企業を増やすよう取り組んでいく。 　また，法定雇用率の引き上げを見据え，障がい者の一般就労拡大の契機となるよう，障がい者の就労に協力的な企業を認定・周知し，更なる協力を促進するとともに，中小企業等の就職支援事業への参加を促進していく。 　わく・わくショップUの運営や事業所連絡会議の開催，事業所における役務の受注を促進する「福祉的就労業務開拓・マッチング事業」を実施し，販路拡大，共同受注の獲得及び販売会の拡充を行うなど，新たなニーズや方策を取り入れた支援を行っていく。
・地域生活支援の充実 　障がい者の地域移行・定着の促進を図るため，増加する重度障がい者に対応した住まいの場の確保を図るほか，精神障がい者を受け入れる施設職員の質の更なる向上を図ることで，地域移行・定着しやすい環境の整備に努めていく必要がある。 　また，施設入所者の重度化・高齢化や介護者の高齢化に伴う「親なき後」に備え，相談支援や体験の機会・場の確保など地域生活支援体制の各機能の充実を図る必要がある。	・地域生活支援の充実 　障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう，引き続き，利用者のニーズを踏まえた適切な福祉サービスの提供や日常生活用具の給付を行うとともに，重度障がい者の受け入れができるグループホームの設置促進により住まいの場の確保を図る。 　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて，保健・医療・福祉関係者と意見交換を行いながら，関係者の連携体制や地域での受け入れ体制を整備し，精神障がい者が地域に移行・定着しやすい環境づくりに取り組んでいく。 　また，地域生活支援体制の機能の充実に向け，地域生活支援部会で体制の運用状況について検証及び検討を行うほか，相談支援機関への研修やガイドライン等を通じた人材育成を行いながら，相談支援機能の充実・強化を図るとともに，体験的宿泊支援事業について，地域活動支援センターにおける事業説明会や協力意向を示すグループホームの見学会を実施するなど，体験的宿泊支援事業の利用者増に取り組んでいく。
・障がいへの理解促進及び差別解消 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」や「改正障害者差別解消法」が施行されたことから，法の趣旨を踏まえ，障がい者が社会的な障壁を感じることがないよう，障がい者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるなど，情報の取得及び利用について支援するとともに，市民や民間事業者等に対する障がいへの更なる理解促進に取り組む必要がある。	・障がいへの理解促進及び差別解消 　障がい者がスマートフォンやタブレット端末により，必要な情報を簡単に取得及び利用できるよう，障がい者を支援するアプリを導入し，障がい者の日常生活の利便性向上に取り組んでいく。 　また，引き続き，合理的配慮の提供に係る周知啓発動画の放映や出前講座等に取り組むほか，広報紙の活用や関係団体等と連携し，民間事業者等に対し，より一層，障がいへの理解促進を図るとともに，これまで実施してきた小学校における盲導犬ふれあい教室に加え，障がい者当事者を講師とする講座や障がい者スポーツを体験する講座を新設し，幼少期からの障がいへの理解促進に取り組んでいく。

令和6年度　行政評価　　施策カルテ

施策名	4	共に支え合う地域づくりの推進	施策主管課	保健福祉総務課	総合計画記載頁	85

1　施策の位置付け

政策の柱	Ⅱ	健康・福祉の未来都市	政策	5	あらゆる市民が安心し支え合いながら，自立して生活できる社会の実現	関連するSDGs目標

政策目標	市民一人ひとりが他者を理解し，やさしさや思いやりの気持ちを持ちながら，地域の絆やつながりを感じることができる社会が構築されています。 支援を必要とする高齢者や障がい者などの人々が適切な支援を受けられる仕組みが整っており，誰もが生きがいを持ち，住み慣れた地域で安心して生活する環境が整っています。

2　施策の取組状況

施策の方向性	市民のやさしさや思いやりの心を育むため，多様な交流・体験活動や福祉教育を充実します。 地域住民や地域で活動する団体等による相互理解の促進や地域福祉活動を充実するため，地域社会への参画や交流の場づくりを支援します。

①施策指標

区分	指標名（単位）		項目	R5	R6	R7	R8	R9（目標年）	評価
産出指標	地域における居場所の設置数（か所）		目標値	359	377	392	407	420	A
	基準値（R3）	332【R3年度】	実績値	370					
	目標値（R9）	420	単年度の達成度	103.1%					
			目標値						
	基準値（R3）		実績値						
	目標値（R9）		単年度の達成度						
			目標値						
	基準値（R3）		実績値						
	目標値（R9）		単年度の達成度						
成果指標	地域における居場所への参加者延べ人数（人）		目標値	70,000	77,000	84,700	93,170	100,000	A
	基準値（R3）	69,958【R3年度】	実績値	130,283					
	目標値（R9）	100,000	単年度の達成度	186.1%					
	ボランティアセンターのボランティア登録数（団体・個人）		目標値	団体：350 個人：60	団体：353 個人：62	団体：356 個人：64	団体：359 個人：66	団体：362 個人：68	B
	基準値（R3）	団体：359 個人：68	実績値	団体：328 個人66					
	目標値（R9）	団体：362 個人：68	単年度の達成度	団体：93.7% 個人：110.0%					
			目標値						
	基準値（R3）		実績値						
	目標値（R9）		単年度の達成度						

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について
★ 逓増型の指標（目標値が基準値より増加することが望ましいもの）・・・（実績値／目標値）×100（%）
★ 逓減型の指標（目標値が基準値より減少することが望ましいもの）・・・（目標値／実績値）×100（%）

②市民満足度の推移

施策の満足度（%）
（「満足」と「やや満足」の合計）

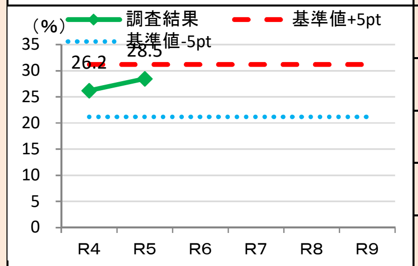

指標名（単位）	満足	やや満足	満足度（計）	やや不満	不満	わからない	評価
基準値（R4）	5.8%	20.4%	**26.2%**	11.0%	3.4%	47.0%	B
R5	6.4%	22.0%	**28.5%**	7.7%	5.0%	53.2%	
R6							
R7							
R8							
R9							

③主要な構成事業の進捗状況　　※ 各事業の詳細は「3　主要な構成事業の状況」を参照	B

【参考指標】中核市水準比較

指標名（単位）		R5	R6	R7	R8	R9
市社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体数／市民1千人（箇所）	中核市平均	0.47				
	本市実績	0.69				
	本市順位	16位/62市中				

※評価の考え方

				評価の組合せ	
				指標	評価
①施策指標（産出指標）（成果指標）	A：達成度100%以上［25点］	B：達成度70%以上100%未満［20点］	C：達成度70%未満［15点］	産出指標	A
②市民意識調査結果（満足度）	A：基準値より向上（＋5pt以上）［25点］	B：基準値と同水準（±5pt未満）［20点］	C：基準値より低下（－5pt以下）［15点］	成果指標	B
③主要な構成事業の進捗状況	A：計画以上（構成事業2事業以上が計画以上）［25点］	B：計画どおり（主に構成事業4事業以上が計画どおり）［20点］	C：計画より遅れ（構成事業2事業以上が計画より遅れ）［15点］	市民満足	B
総合評価	順調：A評価が2つ以上（C評価がある場合を除く）［90点以上］	概ね順調：主にB評価が3つ以上［75点以上90点未満］	やや遅れ：C評価が2つ以上（A評価が2つある場合を除く）［75点未満］	構成事業	B

施策の評価・分析（現状とその要因の分析）

施策を取り巻く環境等	・人口減少や少子高齢化の進行，人々のつながりの希薄化など，社会環境が変化する中，地域福祉の担い手不足の深刻化が想定されており，日頃からの声かけ・見守り活動など，地域において互いに支え合う地域共生社会の実現が求められている。 ・国においては，社会福祉法の改正により，包括的相談支援体制の構築・運用に加え，地域づくりや参加支援から構成される重層的支援体制整備事業が推進されている。 ・近年，台風や線状降水帯の発生など，大雨による浸水被害や石川県能登半島地震など，自然災害が頻発しており，高齢化が進行する中で，災害時に避難支援が必要な方を円滑かつ確実に避難させる災害時要援護者支援制度への関心が高まっており，平常時から声かけや見守りなど地域ぐるみで助け合う関係の構築が求められている。	
施策指標	・地域における居場所の設置数については，子どもや高齢者など各分野での取組が進み，増加傾向にある。 ・地域における居場所の参加延べ人数については，新型コロナウイルス感染症の終息による活動再開により，目標値を多く上回っている。 ・ボランティアセンターのボランティア登録団体数については，高齢化や会員数減を理由に解散した団体もあり，前年度実績を下回っているものの，一定数は確保している。	
市民満足度	・小中学生による福祉のまちづくりポスターコンクールや共生のこころをはぐくむプロモーションによる動画放映など，様々な媒体を活用しながら普及に取り組んだ結果，共に支え合い・助け合う地域づくりに関する市民の理解が進んできており，同水準で推移している。 ・20代から60代の就業世代や居住年数が10年未満の方などで，「わからない」と回答する人が多くなっている。	

総合評価
85点
概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については，別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R5事業費（千円）	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価（成果や課題）」と「②今後の取組方針」
				対象者・物（誰・何に）	取組（何を）					
1	地域づくり事業・参加支援事業	SDGs 好循環P 戦略事業	地域における支え合い活動の充実	市民	・第2層協議体及び生活支援コーディネーターを配置し，地域の課題の掘り起こしや，その解決策の検討等を実施 ・参加支援事業の実施	計画どおり	12,590	H29		【①昨年度の評価（成果や課題）：第2層協議体を2地区設置】 ・ 各地域における勉強会の開催や，地域団体等に対する個別の説明のほか，公共施設において各地区の取組状況に係るパネル展示を実施するなど，様々な機会を通じて第2層協議体を設置する目的や必要性等について，理解促進を図ることにより，2地区（合計36地区）において第2層協議体が設置された。 ・ 一方で，未設置地区が3地区あり，これまでの支援を踏まえ，その地域に合った支援を行っていく必要がある。（内1地区は令和6年4月1日設置） ・第2層協議体の設置済地区の一部では，地区の福祉課題の解決に向けて地域活動を具体化させ，取り組んでいる。 ・一方で，第2層協議体において，地域課題に取り組んでいない地区も見受けられる。 ・また，地域共生社会の実現に向け，地域における支え合い活動の重要性などについて，市民や地域団体，第2層協議体等を対象に説明を行ったことにより，一定の意識醸成を図ることができた。 ・今後，地域における支え合い活動に対するの理解向上や参加促進を図るためには，説明等の機会を継続的に確保するとともに，地区の意向や状況などを踏まえながら，適切な支援に取り組む必要がある。 ・参加支援事業を実施する必要がある。 【②今後の取組方針：第2層協議体の設置促進と支え合い活動の充実に向けた運営支援】 ・ 地区連合自治会圏域全39地区への設置に向け，引き続き，地域包括支援センターや地域行政機関等と連携しながら，未設置地区での勉強会の開催や先進事例の紹介など，その地域の実情に応じた支援を繰り返し行っていく。 ・ 設置済の各地区に対して，引き続き，保健や福祉などに関する行政情報の提供や好事例の紹介を行うほか，第2層協議体の取組が具体的な地域の活動に結び付いた事例の経過や手法を記載した手引書を作成し提供するなど，各地区の状況を踏まえながら，適切な支援を継続していく。 ・ また，引き続き，地域共生社会の実現に向けた周知啓発の取組において，第2層協議体の場を活用した意識醸成などに取り組んでいくとともに，世代や分野を問わない福祉課題の解決に向けて取組を行う意向がある地区に対して，こうした取組の検討の場となる「地域支え合い協議体の設置」（第2層協議体の共生型化）への支援を実施していくとともに，参加支援事業を実施していく。
2	民生委員活動等に対する支援		民生委員活動の遂行に必要な知識及び技術の習得や民生委員児童委員協議会の地域福祉活動の推進	民生委員児童委員協議会	・民生委員児童委員協議会の事業に要する経費の一部を補助	計画どおり	73,844	S29		【①昨年度の評価（成果や課題）：知識や技術の習得及び地域福祉活動の推進】 ・全体研修会の実施を通して，民生委員活動の遂行に必要な知識及び技術の習得を図り，地域福祉活動の推進に取り組むことができた。 ・委員の高齢化や新たな担い手の不足により，充足率96．2%と欠員が生じている。 【②今後の取組方針：活動支援の継続実施】 ・民生委員活動の遂行に必要な知識及び技術の習得を図るとともに，地域福祉活動の推進のために，引き続き，民生委員児童委員協議会の事業を支援していく。 ・欠員が生じている地区において，各地区の実情に応じ，地区民児協等と連携しながら制度周知を実施する。
3	災害時要援護者支援事業		要援護者に対し，日頃からの声かけ・見守り活動を行うとともに災害発生時に迅速かつ的確に避難誘導等を行う地域における支援体制の整備	自力で避難することが困難で避難支援を希望する方（要援護者）	・制度の理解促進及び災害時要援護者台帳の更新 ・未設置地区における地区支援班の設置 ・災害時要援護者台帳の整備	計画どおり	1,306	H19		【①昨年度の評価（成果や課題）：制度の理解促進】 ・説明会の実施や台帳更新に取り組み，各地域における制度理解や台帳の安定的な運用を促進した。 ・より地域との連携を深め，全地区への支援班の設置や円滑な台帳整備，防災訓練での要援護者の参加などを通して，支援体制の実効性を高める必要がある。 【②今後の取組方針：要援護者に対する支援体制の整備】 ・災害時要援護者支援制度の手引きや補償制度等を活用しながら，地区の状況に応じて制度の理解促進を図り，制度への参入を促進する。 ・地域における要援護者の対応を想定した訓練の実施に向け，要援護者体験用装具の活用や要援護者の総合防災訓練等への参加を促す取組を推進するとともに，個別避難計画の策定を推進し，より実効性のある制度に向けて検討を進める。
4	市民福祉の祭典開催		福祉への理解促進と地域の連帯感の高揚	市民	・福祉の祭典を開催し，福祉活動等の周知や啓発を実施	計画どおり	700	H19		【①昨年度の評価（成果や課題）：市民福祉の祭典の開催】 ・各種表彰やパネル展示に加え，5年ぶりの福祉パレードの実施や初の移動式バリアフリートイレの展示などを行った。また，スタンプラリーによる回遊性の促進やインスタライブにより当日の会場の様子をライブ配信するなど，周知啓発方法を工夫し，福祉への理解促進に取り組むことができた。 【②今後の取組方針：各団体との連携による事業の充実】 ・さらに効果的な事業となるよう，引き続き参加団体等と意見交換を行い，映像等を活用した啓発を行うなど，福祉への理解促進につながる実施方法等について検討していく。
5	こころのユニバーサルデザイン推進事業		市民の福祉意識の高揚	市民	・福祉のまちづくりポスターコンクール開催 ・啓発用ポスター，カレンダー,チラシ，ハンドブック等の作成配布	計画どおり	530	H20		【①昨年度の評価（成果や課題）：様々な周知啓発活動の実施】 ・市内の小中学生を対象としたポスターコンクールの実施などを通じて，幅広い層への啓発活動を行い，日常生活の中で自然に手助け・見守り・声かけなどができる福祉のこころを育む人づくりの推進を図ることができた。 【②今後の取組方針：おもいやりの行動に関する啓発】 ・これからの社会を担う子どもたちへの「福祉の心」の醸成や市民の福祉意識の高揚を図るため，引き続きポスターコンクールの実施や市内小中学校へのポスターやカレンダーの配布等に取り組んでいく。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性（課題への対応）
・支え合いによる地域づくりの推進 地域共生社会の実現に向け，地区連合自治会圏域全39地区への第2層協議体の設置を目指して，引き続き，地域の理解促進に取り組むとともに，地区の状況を踏まえながら，地域活動の具体化に向けた支援に取り組む必要がある。 また，高齢分野だけではなく，世代や分野を問わない地域の支え合い活動の重要性の理解促進などに取り組む必要がある。 制度の狭間の問題を抱える個人や世帯の支援の充実を図るため，子どもや障がい者，高齢者などの世代や分野を問わない居場所づくりに取り組む必要がある。 高齢化や地域のつながりの希薄化などにより，地域活動に参加する担い手が不足しており，民生委員の欠員が生じていることから，担い手確保に向けた支援などに取り組む必要がある。 ・災害時における支え合いの促進 災害時要援護者支援については，災害発生時に迅速かつ的確に避難誘導を行えるよう，各地区において制度理解の促進や定期的な台帳更新への支援を行う必要がある。 ・心のバリアフリーの推進 高齢者，障がい者，妊産婦や外国人など，誰もが安心して日常生活や社会生活を営むためには，様々な心身の特性や考え方を持つ人がいることを理解し，互いに尊重し，支え合う「心のバリアフリー」をさらに推進する必要がある。	・支え合いによる地域づくりの推進 引き続き，地域包括支援センターや地域行政機関等と連携し，未設置地区での勉強会開催など，その地域の実情に応じた支援に取り組むほか， 設置済の各地区に対して，保健や福祉などに関する行政情報の提供や，第2層協議体の取組が具体的な地域の活動に結び付いた事例の経過や手法を記載した手引書を提供するなどの支援を継続していく。 また，世代や分野を問わない福祉課題の解決に向けて取組を行う意向がある地区に対して，こうした取組の検討の場となる「地域支え合い協議体の設置」（第2層協議体の共生型化）への支援などに取り組んでいく。 地域において誰もが孤立せず，社会とのつながりが持てるよう，子どもや障がい者，高齢者などの世代や分野を問わない居場所づくりに対する支援などに取り組み，参加支援事業を推進していく。 地域におけるつながり・支え合いの一層の推進を図るため，民生委員児童委員活動に係る支援の充実を図るとともに，ボランティア活動や地域の居場所等の各種地域活動への参加促進及び活動継続のための取組の強化を図っていく。 ・災害時における支え合いの促進 災害時要援護者支援制度の取組を推進し，個別避難計画の作成を推進することにより，災害発生時に迅速かつ的確に避難誘導を行えるよう，地域の防災訓練や説明会を通じた制度の理解促進や要援護者台帳の整備に取り組んでいく。 ・心のバリアフリーの推進 若年層からの福祉意識の高揚を図るため，各種コンクールやイベントなど，こころのユニバーサル推進事業の取組の強化や福祉共育の利用者の拡大に取り組んでいく。